

小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル 実施要領等に関する質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
1	実施要領	1	3	(4)	庇等既存病院解体後でない施工できない施設は、病院敷地内2のキャノピー等の新築工事に該当するため、本体工事としての見積もりは不要と考えてよろしいでしょうか。（添付01所掌区分表P2 II 1による）	提案時見積書においては、不要とします。
2	実施要領	1	3	(4)	現病院から新病院へ引越作業は、令和8年10月末日の竣工引渡し後と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	実施要領	1	3	(4)	「ただし、竣工引き渡しは、令和8年10月末日までとする。」とありますが、現時点での新病院の開院予定時期はいつを予定されてますでしょうか。	竣工引き渡し後、4ヶ月の引越し期間を見込み、令和8年度内の開院を予定しています。
4	実施要領	1	3	(5)	基本設計、実施設計及び工事監理業務の委託契約に適用される契約約款は、2021年4月14日に公開された「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」との理解でよろしいでしょうか。異なる場合、適用される契約約款をご教示ください。	貴見のとおりです。
5	実施要領	1	3	(5)	工事請負契約に適用される契約約款は、「小田原市建設工事請負契約約款（令和3年4月1日版）」との理解でよろしいでしょうか。異なる場合、適用される契約約款をご教示ください。	貴見のとおりです。本プロポーザルHPにおいて、4月30日に公表した「小田原市建設工事請負契約約款」となります。
6	実施要領	1	3	(5)	「予定価格を定め、見積合わせの後、工事契約を締結する方式」との記載がありますが、優先交渉権者1社にて見積もりを行うものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
7	実施要領P1 3 (5)、P23 22 小田原市立病院告示第2号 2 (4) 小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案) P1 第5条第1項第1号、第2号、P1 第7条第3項、 P2 第8条第4項、P3 第12条 第1項、第4項 要求水準書 P58 IV 1 (1) ウ①、P63 IV 2 (1) キ 添付4 リスク分担表 P1 7、9			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「～優先交渉権者に選定した者と基本協定の締結並びに基本設計及び実施設計の委託契約(以下「設計業務委託契約」という。)を締結した後、設計の過程で工法、価格等の交渉を行なうことにより仕様を確定した上で予定価格を定め、見積合わせの後、工事の契約(以下「工事請負契約」という。)を締結する方式である。」、設計業務・工事監理業務及び施工業務について「上限契約金額」、「工事請負契約締結までの物価変動については、原則として上限契約金額又は要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。」、「賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、提案時見積書の総額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、病院と協議すること。」との記載がございますが、受注者は、設計施工者としてコストコントロールに努めますが、今回提出金額は、今回ご提示いただいた資料等に基づき現時点の単価において積算したものであるため、今後基本設計・実施設計を進めるにあたり、社会情勢の変動など受注者の責に帰すべきでない事由により精算見積金額が今回提示の概算見積金額を上回る場合には、受注者のVE提案について積極的にご採用いただくなど、契約金額の低減について発注者様にもご協力いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	原則として基本協定書第12条に従って対応します。優先交渉権者には本事業の目的・主旨に沿ったコストコントロールが求められますが、発注者も協力を行う点については貴見のとおりです。	
8	実施要領	3	3	(8)①	・病院本体→今回事業 ・解体・駐車場整備・外構→今回事業外とありますが、 「施工に係る費用の上限額 19,800,000,000円(税込)」は今回事業部分のみ(添付1所掌区分表 本工事●部分)の範囲という認識で間違えありませんでしょうか。	貴見のとおりです。
9	実施要領	3	3	(8)	本事業に、調査基準価格の定めはございますか。仮に定めがある場合、調査基準価格は、「施工に関する費用」「設計・監理等に係る費用」の各々につき、定められますか。	プロポーザルのため、調査基準価格の定めはありません。
10	実施要領	3	3	(8)	本事業に、最低制限価格の定めはございますか。仮に定めがある場合、最低基準価格は、「施工に関する費用」「設計・監理等に係る費用」の各々につき、定められますか。	プロポーザルのため、最低制限価格の定めはありません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
11	実施要領	4	4	(1)	一次審査結果後、技術提案書等提出までの期間において質疑回答の機会はありませんか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
12	実施要領	4	4	(1)	「実施要領書等に関する質問書の回答期限」が4/28(水)までとなっておりますが、1次審査通過応募者に対して再度、質疑回答の機会を設けて頂くことはできませんでしょうか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
13	実施要領	4	4	(1)	スケジュールでは、質疑書の提出は今回のみとなっておりますが、追加質疑ができるタイミングはあるでしょうか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
14	実施要領	4	4	(1)	質問書の提出は、4月28日以降は一度も無しと考えて宜しいでしょうか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
15	実施要領	5	5	(2)⑦	「設計業務に当たる者又は工事監理業務に当たる者が共同企業体の場合、建築分野を担当する構成員を代表構成員とすること。」と記載がございますが、建築分野とは建設会社（ゼネコン）との解釈でしょうか。それとも管理技術者（設計）もしくは主任技術者（建築）の技術者を配置する会社との解釈でしょうか。	管理技術者（設計）もしくは主任技術者（建築）を配置する企業となります。
16	実施要領	5	5	(3)②	令和3・4年度小田原市競争入札参加資格者名簿に登録済ですが、今年度の社長交代による代表者氏名の変更手続き中です。5月24日の1次審査書類提出時に変更手続きが未完了であっても会社として登録済であれば当該プロポーザルへの参加資格に影響を及ぼすことはないとの判断でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	実施要領	5	5	(2)1)ウ	設計業務を共同企業体で行う場合、構成員として代表企業（施工業務に当たる企業）の設計部門（設計事務所登録のある）が参加することは可能でしょうか。	可能です。
18	実施要領	5	5	(2)①⑤⑥	設計事務所登録をしてある施工会社と、設計事務所で「設計の共同企業体」を組成し、施工会社を代表構成員として応募する事を考えております。この体制で、応募可能と考えてよろしいでしょうか。また、施工は単独、監理も単独を考えております。設計共同企業体の組成では、⑤及び⑥の出資比率は適用されないと考えてよろしいですか。	設計共同企業体の考え方は貴見のとおりです。設計共同企業体の出資比率は定めておりません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
19	実施要領	6	5	(3)④	優先交渉権者の選定が終了した後、受注者として確定するまでの間に指名停止処分を受けた場合にも、それをもって優先交渉権者・受注者としての地位を失うことはない、との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、原則、指名停止期間中は、当該処分を受けた者と契約を締結することはできません。
20	実施要領	7	5	(4)①ウ	設計実績において実施設計のみ、または基本設計のみの場合も評価はされますでしょうか。	評価対象とします。
21	実施要領	7	5	(4)①ウ	基本設計のみ、実施設計のみの設計業務受託も設計実績として認めて頂けるとの考えで宜しいでしょうか。 もしくは、基本設計、実施設計、設計意図伝達業務までを一式で受託している業務のみが実績対象なのでしょうか。ご教示願います。 また、(5)④～⑧の各ウの従事実績についても同様にご教示願います。	基本設計・実施設計いずれかの実績のみでも可とします。(5)④～⑧の各ウの従事実績についても同様とします。
22	実施要領	7	5	(4)①ウ	設計共同企業体の代表構成員以外の構成員は同種業務の設計実績を提出不要との考えで宜しいでしょうか。様式2-1の注1には「共同企業体の構成員ごとに作成すること」とあります。 もし、代表構成員以外の構成員が設計実績の提出が必要な場合は様式2-1の記載事項に沿って提出することになるのでしょうか。	設計共同企業体の代表構成員以外の構成員については、同種業務の設計実績を求めていませんが、様式2-1に沿って作成してください。
23	実施要領	7	5	(4)①ウ	以下、(4)②ウ、③ウ、(5)④～⑬の各ウ、⑮ウについても共通事項としてお聞きいたします。 「設計業務が完了した」と記載がありますが、完了した実績として認めて頂ける期限は令和3年5月24日迄との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	実施要領	7	5	(4)①ウ	「設計業務が完了した」と記載があります。設計業務が完了していれば、令和3年5月24日時点で当該工事の完成・引渡しが無完了でも設計業務実績として認めて頂けるとの考えでよろしいでしょうか。	設計業務については、当該設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。 設計・施工一括契約となっている場合は、その契約の履行完了をもって実績とします。
25	実施要領	7	5	(4)①ウ	設計業務に当たる者の資格としては、「平成18年以降に設計業務が完了した・・・」との記載があり、(5)④～⑧の基本設計・実施設計担当技術者の資格としては、「平成18年以降に完成、引き渡しが無完了した・・・」と記載されています。基本設計・実施設計担当技術者の資格は、設計業務に当たる者の資格に合わせて、設計完了日が平成18年以降であればよいと考えてよろしいでしょうか。	設計業務については、会社実績、配置予定技術者実績ともに、当該設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。
26	実施要領	7	5	(4)①ウ	設計業務の実績は基本設計と実施設計のどちらか一方でもよろしいでしょうか。	基本設計・実施設計いずれかの実績のみでも可とします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
27	実施要領	7	5	(4)①ウ	文中に「平成18年以降に設計業務が完了した」とあり、実施要領 P.9 (5) 配置予定技術者の資格要件の文中では「平成18年以降に完成、引渡しが完了した」とされておりますが、不整合ではなく、企業の実績は設計業務が完了している実績にて評価を行い、技術者の実績は建物が完成している実績のみで評価を行うという考え方で宜しいでしょうか。	設計業務については、会社実績、配置予定技術者実績ともに、当該設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。
28	実施要領	8	5	(4)①エ	「設計業務の再委託は不可」とございますが、何らか委託者の定める条件（例えば書面による発注者の承諾等）を満たした場合には、設計業務の一部について、委託を認めていただけませんかでしょうか。	設計業務について再委託が必要と判断されている場合は、設計共同企業体の構成員として参加してください。
29	実施要領	8	5	(4)②エ	「工事監理業務の再委託は不可」とございますが、何らか委託者の定める条件（例えば書面による発注者の承諾等）を満たした場合には、工事監理業務の一部について、委託を認めていただけませんかでしょうか。	工事監理業務について再委託が必要と判断されている場合は、工事監理共同企業体の構成員として参加してください。
30	実施要領	9	5	(5)	総括責任者、施工計画技術者、コスト管理技術者は、工事現場への常駐は不要との理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	実施要領	9	5	(5)	配置予定技術者の資格の実施体制の下図には、施工のところに主任技術者(建築)とありますが、施工の要件のところでは、特に触れられておりません。又、施工技術者の資格及び実績(様式3-4)でも提出するようになっておりません。主任技術者(建築)の資格及び実績の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
32	実施要領	9	5	(5)①ア	統括責任者と現場代理人との兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、統括責任者には、本事業全体をマネジメントし、各業務の取りまとめを行うことが求められるため、その主旨に沿った提案を求めます。
33	実施要領	9	5	(5)②	施工計画技術者は専任・常駐することを求められていないとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
34	実施要領	9	5	(5)	本事業の設計業務においては、設計企業と建設企業が協働で実施し、各企業のノウハウ等を十分に生かすことが期待されています。設計企業の公的病院の知見や建設企業のエンジニアリング力等、各企業の能力を最大限にいかすために、設計業務の分野ごとの主任技術者を設計企業・建築企業双方から1人ずつ(計2人)配置することは可能でしょうか。	可能です。
35	実施要領	9	5	(5)	配置予定技術者の体制について、発注者へよりきめ細かく迅速丁寧に対応するために、指示された役職の他にも統括責任者補佐等の役職を設定してもよろしいでしょうか。	可とします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
36	実施要領	9	5	(5)	配置予定技術者は、当該期間中、専任配置とすると記載があります。これは、各技術者の資格に記載されている兼任等の条件を順守するとの理解でよろしいでしょうか。	質問の意図が分かりかねるため、回答いたしかねます。
37	実施要領	9	5	(5)	計画通知の代表となる設計者を、設計の管理技術者以外とすることは可能でしょうか。	可能としますが、あらかじめ発注者に説明を行い、了承を得るものとします。
38	実施要領	9	5	(5)	①～⑯に示されている各配置予定技術者の専任配置が義務付けられる当該業務の開始時期と終了時期をご教示願います。	各配置予定技術者が行う業務期間となります。
39	実施要領	9	5	(5)①	統括責任者は、現場代理人、監理技術者との兼務を認められますでしょうか。	可能としますが、統括責任者には、本事業全体をマネジメントし、各業務の取りまとめを行うことが求められるため、その主旨に沿った提案を求めます。
40	実施要領	9	5	(5)①⑭⑮	統括責任者と現場代理人と監理技術者の3つの役割の兼任は可能でしょうか。	可能としますが、統括責任者には、本事業全体をマネジメントし、各業務の取りまとめを行うことが求められるため、その主旨に沿った提案を求めます。
41	実施要領	9	5	(5)②③	品質・コスト管理チームにつきまして、施工計画技術者とコスト管理技術者の兼務は可能であると考えてよろしいでしょうか。	可能としますが、各担当者に求められる役割を踏まえた上での提案を求めます。
42	実施要領	9	5	(5)	統括責任者、施工計画技術者、コスト管理技術者は工事期間中の配置としてよろしいですか。	統括責任者は、事業全体の取りまとめを行うため、事業期間に渡っての配置が必要です。施工計画技術者、コスト管理技術者は、貴見のとおりです。
43	実施要領	9	5	(5)	統括責任者、施工計画技術者、コスト管理技術者も専任配置とする必要がありますか。	専任配置は必要です。ただし、専従配置ではありませんので、当該業務の役割を全うした上で、他業務への関与を認めないものではありません。
44	実施要領	9	5	(5)	施工計画技術者・コスト管理技術者は、当該業務期間中、専任となっていますが、現場常駐する必要があるかご教授下さい。	現場常駐は不要です。
45	実施要領	9	5	(5)	配置予定技術者は、当該業務期間中、専任配置とすると記載がありますが、設計・工事監理においては建築主任技術者のみが該当するという理解でよろしいでしょうか。	専任配置は、当該期間中全ての配置予定技術者に求められます。
46	実施要領	9	5	(5)	設計事務所登録をしてある施工会社と、設計事務所で「設計の共同企業体」を組成する場合、5(2)⑦「建築分野を担当する構成員を代表構成員とする」の”建築を担当する”は、9p実施体制図の、〈設計〉管理技術者を担当する場合ですか、それとも主任技術者(建築)を担当する場合ですか。お知らせ下さい。	どちらの場合も可とします。設計共同企業体における、建築・構造・設備等の役割分担において、設計共同企業体の代表を、建築分野を担当する構成員に規定しています。
47	実施要領	9	5	(5)	「配置予定技術者は～(中略)～当該業務期間中、専任配置とすること」とありますが、全ての配置技術者は現在の手持ち業務終了後は本業務に専任従事する、という考え方で宜しいでしょうか。	業務期間中の専任配置は必要です。ただし、専従配置ではありませんので、当該業務の役割を全うした上で、他業務への関与を認めないものではありません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
48	実施要綱	10	5	(5)	グループ内であれば、施工業務者の設計部門の技術者も基本設計・実施設計の主任技術者として選任できると考えてよろしいでしょうか。その場合、設計共同企業体としての協定書は必要でしょうか。	施工業務に当たる者の技術者も、設計業務の主任技術者として配置可能です。その場合、設計共同企業体の組成が必須であり、協定書も必要となります。
49	実施要綱	10	5	(5)	「平成18年度以降に完成、引き渡し完了した」とあり、様式3-2では設計の委託期間の記載のみですが、完成とは、設計の完成と理解してよろしいでしょうか。	平成18年以降に、設計業務委託契約が履行が完了していれば可となります。
50	実施要綱	10	5	(5)	「平成18年以降に完成、…」とは、「平成18年1月1日から参加資格確認申請書等の提出日までに完成、…」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
51	実施要領	7	5	(5)④ウ	以下、(5)⑤～⑧の各ウについても共通事項としてお聞き致します。 「完成、引渡しが完了した」とは当該工事の完成・引渡しが令和3年5月24日時点で完了している業務の従事実績が対象ということでしょうか。 もしくは、令和3年5月24日時点で当該工事の完成・引渡しが未完了でも設計業務が完了していれば従事実績として認めて頂けるのでしょうか。ご教示願います。	設計業務については、当該設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。 施工業務については、当該工事請負契約の竣工引き渡しが完了していれば可となります。 設計・施工一括契約となっている場合は、その契約の履行完了をもって実績とします。
52	実施要領	7	5	(5)④ウ	以下、(5)⑤～⑧の各ウについても共通事項としてお聞き致します。 令和3年5月24日時点で当該工事の完成・引渡しが未完了でも設計業務が完了していれば従事実績として認めて頂ける場合に限定してお聞きします。 設計施工一括事業で契約書の契約期間が建設期間に併せて令和3年5月24日以降であっても従事実績として認めて頂けますでしょうか。	設計・施工一括契約となっている場合は、その契約の履行完了をもって実績とします。
53	実施要領	10	5	(5)④～⑧	管理技術者・主任技術者の実績について「設計に従事した実績があること」とありますが、基本設計・実施設計それぞれ単独の実績でも実績として認めていただけますでしょうか。	貴見のとおりです。
54	実施要領	10	5	(5)④～⑧	管理技術者・主任技術者の実績について「平成18年度以降に完成、引渡しが完了した」実績とありますが、設計の技術者の実績については設計業務の完成、引渡しが完了した実績と読み替えてよろしいでしょうか。	平成18年以降に、設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。
55	実施要領	10	5	(5)③	コスト管理技術者は専任・常駐することを求められていないとの認識でよろしいでしょうか。	現場常駐は不要です。
56	実施要領	10	5	(5)②③	施工計画技術者、コスト管理技術者は、客観評価の対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	客観評価の対象になります。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
57	実施要領	10 11	5	(5)⑦⑧	主任技術者（電気設備設計）（機械設備設計）の資格に「設備設計一級建築士であること」と記載がありますが、「建築設備士」を同等の資格・評価とみなしていただけますでしょうか。	実施要領5（5）⑦主任技術者（電気設備設計）と⑧主任技術者（機械設備設計）の資格について、「建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士又は建築士法第2条に規定する建築設備士」と修正いたします。本プロポーザルHPにおいて、5月6日付で公表した「主任技術者の資格の修正について」をご確認ください。
58	実施要領	10 11	5	(5)	電気設備設計、機械設備設計の主任技術者の資格として、設備設計1級建築士が求められています。設備設計1級建築士の部分を建築設備士に読み替えることも可とできませんでしょうか。	実施要領5（5）⑦主任技術者（電気設備設計）と⑧主任技術者（機械設備設計）の資格について、「建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士又は建築士法第2条に規定する建築設備士」と修正いたします。本プロポーザルHPにおいて、5月6日付で公表した「主任技術者の資格の修正について」をご確認ください。
59	実施要領	12	5	(5)⑦ア	設備設計一級建築士とありますが、設備設計一級建築士又は建築設備士との認識でよろしいでしょうか。	実施要領5（5）⑦主任技術者（電気設備設計）と⑧主任技術者（機械設備設計）の資格について、「建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士又は建築士法第2条に規定する建築設備士」と修正いたします。本プロポーザルHPにおいて、5月6日付で公表した「主任技術者の資格の修正について」をご確認ください。
60	実施要領	10	5	(5)④イ	直接かつ恒常的な雇用関係とは単年契約の嘱託社員も含まれますでしょうか。	単年度契約に関わらず、直接的に雇用されている形態であれば可とします。
61	実施要領	10	5	(5)④ウ	「完成、引き渡し完了した建物」に「建物が竣工して開院（仮使用）しているが、既存解体や既存改修等が施工中の建物」も含めてよろしいでしょうか。	施工業務については、当該工事請負契約の竣工引き渡しが完了していれば可となります。
62	実施要領	10	5	(5)④ウ	設計業務に関して「完成、引渡しが完了した同種業務」と記載されていますが、（4）①設計業務に当たる者の資格ウに記載の設計業務が完了と読み替えてよろしいでしょうか。	会社実績、配置予定技術者実績ともに、設計業務については、当該設計業務委託契約の履行が完了していれば可となります。
63	実施要領	10	5	(5)④～⑧	「設計に従事した実績」とありますが、基本設計・実施設計両方の実績が必要と考えて宜しいでしょうか。	基本設計・実施設計いずれかの実績のみでも可とします。
64	実施要綱 要求水準書	11 65	5	(5)⑨～	「工事監理業務は原則常駐監理とする」とありますが、実施要綱p11からp12で提示する管理技術者及び各主任技術者が必ずしも常駐監理する事を条件とするのではなく、他の担当技術者が常駐監理できると理解してよろしいでしょうか。 また、原則常駐監理の期間については、工種によって必要期間を協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	実施要綱p11からp12で提示する管理技術者及び各主任技術者のいずれかのみを示すものではありませんが、工事監理業務を担うに足る能力を有する者の常駐監理を求めます。 後段については、貴見のとおりです。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
65	実施要綱	11	5 (5)⑨～	工事監理技術者は、施工業務者に所属するものを除き、設計技術者が兼ねても、専任でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
66	実施要項	11 12	5 (5)⑨～⑫	工事監理担当者について、配置予定技術者の管理技術者、建築、構造、電気設備、機械設備各主任技術者は設計の管理技術者、各主任技術者と兼務することは可能と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
67	実施要領	11	5 (5)⑪～⑬	構造/電気設備/機械設備の主任技術者は「工事監理業務の管理技術者及び他分野の主任技術者との兼務はできない」とありますが、「他分野」とは工事監理業務のみならず設計業務を含む分野を示し、仮に【工事監理業務に当たる者】を【設計業務に当たる者】と同企業とする場合に、工事監理業務に配置する技術者は設計業務に配置する各技術者との兼務は不可という考え方でしょうか。	「他分野」は「工事監理業務の他分野」を示しますので、設計業務との兼務は可とします。
68	実施要領	12	5 (5)⑭	様式3-1の注1に「統括責任者が現場代理人を兼務する場合は同一の調書に作成すること」とありますが、「配置予定技術者等」欄に現場代理人を選択する項目がありません。統括責任者が現場代理人を兼務する場合は申請者側で「 <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人」追記すればよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
69	実施要領	12	5 (5)⑭⑮	様式3-1の注1に「統括責任者が現場代理人を兼務する場合は同一の調書に作成すること」とあります。また、現場代理人と監理技術者も兼務可能となっています。現場代理人を兼務しない監理技術者が統括責任者を兼務することは可能でしょうか。可能な場合は、「配置予定技術者等」欄に監理技術者を選択する項目がありません。統括責任者が監理技術者を兼務する場合は申請者側で「 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者」追記すればよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
70	実施要領	12	5 (5)⑭⑮	様式3-1の注1に「統括責任者が現場代理人を兼務する場合は同一の調書に作成すること」とあります。また、現場代理人と監理技術者も兼務可能となっています。統括責任者が現場代理人と監理技術者の両方を兼務することが可能な場合は、「配置予定技術者等」欄に申請者側で「 <input checked="" type="checkbox"/> 現場代理人」と「 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者」追記すればよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
71	実施要領	12	5 (5)⑭⑮	現場代理人、監理技術者の配置期間は病院本体事業の建設工事期間と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
72	実施要領 P13 5 (8)、P23 22 (1) 小田原市契約規則 第13条、第33条第3項、第35条の2、第39条、第47条第1項 第2項、第49条 小田原市新病院建設事業に係る基本協定書 (案) P3 第12条第3項 第4項、P4 第13条 第5項 第7項、P4 第14条 第2項			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「～発注者が診断書等によりやむを得ないと認めた場合で、～」、「～事業費の増額を発注者が認めた場合はその限りではない。」、「契約担当者は、～工程表について不相当と認めるものがあるときは、～これを更生させることができる。」、「契約者は、支給材料又は市から貸与を受けた工具類を亡失し、又はき損したときは、現品又は市長の定める額を賠償しなければならない。」等の記載がございますが、これらの規定については、事実関係を踏まえ客観的に妥当性のある基準にて合理的にご判断・ご指定等をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、全ての状況において、客観的に妥当性のある「基準」が存在するものではありませんので、必要に応じて、発注者が優先交渉権者との協議により定められる場合も想定されます。	
73	実施要領	13	8		実施要領等に関する質問は令和3年4月28日が提出期限となっておりますが、一次審査後に技術提案書等に向けて再度、質問の機会がございますでしょうか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
74	実施要領	13	8	(3)	質問書の回答は小田原市立病院ホームページに公開とありますが、他グループ含めた全ての質問回答が公開されると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
75	実施要項	13	8		質問書の提出期限が4/28と規定されておりますが、見積に関する詳細な質問項目などは一次審査結果通知後、再度質問提出の機会を頂きたいと希望しますが、対応していただくことは可能ですか。	予定しておりません。必要な場合は、第1回競争的対話の場を活用してください。ただし、限られた時間での対話であるため、全ての質問への回答を保証するものではありません。
76	実施要領	14	9	(1)ウ※3	配置予定技術者の資格及び実績について、従事状況の証明書類について、発注者が金額非公表としている場合、金額は非公表としての従事証明で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
77	実施要領	14	9	(1)ウ※3	配置技術者の従事証明は、「技術者届」、「請負者の代表の誓約による証明書」、「契約先の証明」の何れでも良いかご教示ください。	貴見の書類書等も認めますが、「発注者に提出している体制表」「確認申請書」等、より公式な書類が望ましいです。
78	実施要領	14	9	イ※3	業務の実績について「証明書類を提出すること」とありますが、各技術者が同じ業務実績を記載する場合でも、同じ書類をそれぞれ用意することになりますでしょうか。	貴見のとおりです。
79	実施要領	14	9	イ※3	業務の実績について「配置予定技術者の従事状況の証明書類」とありますが、弊社が作成し（代表者押印した）従事証明書等の証明でもよろしいでしょうか。	貴見の従事証明書等も認めますが、「発注者に提出している体制表」「確認申請書」等、より公式な書類が望ましいです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
80	実施要領	14	9	イ※3	「平面図等の写し」とは業務の実績について建物の規模・概要が分かる資料を添付するというのでしょうか。 その場合、図面の建物概要か確認済証か確認申請書の写し等を添付すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
81	実施要領	14	9	イ※3	業務の実績について「平面図等の写し」とありますが、PUBDISに登録されている場合はPUBDIS登録の写しのみでよろしいでしょうか。 また、契約書を添付する実績については代表階の平面図を添付すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
82	実施要領	14	9	(1)①イ	「イ 各業務に当たる者の実績」について、各種書式には法人としての実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、配置予定技術者が担当していない実績を記載する可能性がございますので、「様式2-1」「様式2-2」「様式2-3」への「配置予定技術者の従事状況の証明書類」の添付は免除していただけないでしょうか。	様式2-1～2-3での、「配置予定技術者の従事状況の証明書類」の添付は不要です。
83	実施要領	14	9	(1)①イ	様式2-1～2-3は代表者の押印が必要でしょうか。	代表者押印は不要です。
84	実施要領	14	9	(1)①イ	※3業務の実績について、配置予定技術者の従事状況の証明書類の提出と記載されていますが、該当実績に配置予定技術者が従事していた場合に、証明書類が必要という認識でよろしいでしょうか。	様式2-3においては、配置予定技術者の従事状況の証明書類の提出は不要です。
85	実施要領	14	9	(1)①ウ	「配置予定技術者の従事状況の証明書類」について、(PUBDIS) (CORINS) に登録されていない場合、社内書類を提出することでもよろしいでしょうか。	社内書類も認めますが、「発注者に提出している体制表」「確認申請書」等、より公式な書類が望ましいです。
86	実施要領	13	9	(1)	参加資格確認申請書等の提出書類について、A3判の提出物は折り込みせず提出と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
87	実施要領	13	9	(1)	参加資格確認申請書等の提出書類について、提出物は、パイプ式ファイル1冊にまとめた提出でよろしいでしょうか。	ホチキス止め又はクリップ留めにて提出してください。パイプファイルは不要です。
88	実施要綱	15	9	(4)	提出する正1部(写し10部)の体裁は、それぞれ左上一箇所ホチキス留めと考えてよろしいでしょうか。	ホチキス止め又はクリップ留めとしてください。
89	実施要綱	15	9	(5)	実績証明に関する添付書類(契約書の写し等)の提出は1部の提出と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
90	実施要領	15	9 (1)オ②	<p>様式4の委任状についてですが、小田原市競争入札参加資格の申請に関して、当社は「工事」業務のみ入札契約に関する代理人の委任状にて代表者より支店長への委任を受けています。この場合における委任状への各業務の代表者名記載、押印については以下のどちらになりますでしょうか。</p> <p>パターン①            施工業務欄は支店長名（建設会社）            設計業務欄は代表者名（建設会社・設計事務所）            工事監理業務欄は代表者名（設計事務所）            受託者欄は支店長名（建設会社）</p> <p>パターン②            施工業務欄は空欄            設計業務欄は代表者名（建設会社・設計事務所）            工事監理業務欄は代表者名（設計事務所）            受託者欄は支店長名（建設会社）</p>	パターン①での作成としてください。
91	実施要領	15	10 (1)	参加資格を満たす者が5者以下でも一次審査を実施するとありますが、その場合は全者二次審査に参加できると考えてよろしいでしょうか。	選定委員会が総合的に判断し、決定いたします。
92	実施要領	16	12 (5)	第1回競争的対話の電子ファイル1部の提出について、CD-R等の記録用メディア媒体に保存するファイル名は、提出物と同様のファイル名での保存で宜しいでしょうか。	提出物と同様のファイル名に技術提案書提出要請者名をカッコ書きで付してください。
93	実施要領	16	12 (6)	第1回競争的対話の提出期限について、令和3年5月24日（月）17時に変更とのメールを頂戴しておりますが、実施日については令和3年6月10日頃から変更になる可能性はあるでしょうか。	第1回競争的対話は6月8日（火）実施に変更します。
94	実施要領	16	12	「競争的対話」とは、応募者が病院側の意向を確認するために資料を準備して意見をうかがう場と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
95	実施要領	16	12 (2)	第1回競争的対話に関する提出が6月8日から5月24日に変更になりましたが、5月24日から6月10日まで少し期間があきます。その期間中、追加で対話をさせていただきたい項目が出た場合、対話時に資料を追加させていただけますでしょうか。	事前に提出された資料以外の資料を用いて実施することも可としますが、有効な対話とするために、極力事前の資料提出を望みます。
96	実施要領	16	12	第1回競争的対話の提出書類について、その提出期限を令和3年5月24日（月）17時（参加資格確認申請書等の提出期限）に変更されたのは、上記に関わる提出書類等も1次選考の評価対象になったためなのでしょうか。ご教示願います。	競争的対話の資料は、一次審査の対象ではありません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
97	実施要領	16	12		第1回競争的対話は実施希望者ごとに対面による質問応答形式とありますが、回答者は実施要領別添（選定基準）に記載のある選定委員の方々と考えてよろしいでしょうか。	病院関係者、市病院再整備課が主体となり、選定委員の一部が陪席予定です。
98	実施要領	16	12		競争的対話にて、提出書類以外の資料の持ち込みは可能でしょうか。	事前に提出された資料以外の資料を用いて実施することも可としますが、有効な対話とするために、極力事前の資料提出を望みます。
99	実施要領	16	12	(1)③	第1回競争的対話に用いる提案資料（A3版）の枚数制限はございますでしょうか。	枚数制限は設けません。
100	実施要領	16	12	(9)	第1回競争的対話の各社の対話の実施時間をご教示頂けますでしょうか。	応募1グループ当たり、1時間程度を想定しています。
101	実施要領	16 ～ 20			第1、2回競争的対話、プレゼンテーション及びヒアリングの実施日につきまして令和3年〇〇月〇〇日頃となっておりますが、正確な日付をご提示ください。	第1回競争的対話は6月8日(火)に実施します。それ以外は未定です。
102	実施要領	16	12	(1)③	第1回競争的対話に用いる提案資料(A3)に枚数制限はありますか。	枚数制限は設けません。
103	実施要領	16	12		第1回競争的対話については、一社あたりどれくらいの対話時間を想定されていますでしょうか。	応募1グループ当たり、1時間程度を想定しています。
104	実施要領	16	12	(1)③	「第1回競争的対話に用いる提案資料（様式は自由、A3判）」については、枚数制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
105	実施要領	16	12	(2)	第一回競争的対話の提案資料の提出（5/24）後に、対話実施日（6/10頃）までの2週間に資料の改変は可能でしょうか。	事前に提出された資料以外の資料を用いて実施することも可としますが、有効な対話とするために、極力事前の資料提出を望みます。
106	実施要領	16	12	(1)③	第1回競争的対話に用いる提案資料はA3判で枚数制限はありますか。また、ここで提案した内容のみで第1回競争的対話を行うということでしょうか。	枚数制限は設けません。事前に提出された資料以外の資料を用いて実施することも可としますが、有効な対話とするために、極力事前の資料提出を望みます。
107	実施要領	16	12		第1、2回競争的対話について、発注者側出席者には選定委員会メンバーも含まれると考えて宜しいでしょうか。	病院関係者、市病院再整備課が主体となり、選定委員の一部が陪席予定です。
108	実施要綱	17	14	(1)④ア	技術提案書参考資料に「外観パース・内観パース（2枚以内）」とありますが、各パース1枚ずつ以内と考えてよろしいでしょうか。	計2枚以内とし、パースのカット数は規定しません。評価に必要なカットや、分かりやすさを考慮して判断してください。
109	実施要領	17	14	(1)④ア	「外観パース・内観パース（2枚以内）」は、外観・内観各々2枚で合計4枚以内と考えてよろしいでしょうか。	計2枚以内とし、パースのカット数は規定しません。評価に必要なカットや、分かりやすさを考慮して判断してください。
110	実施要領	17	14	(1)④ア	外観パースと内観パースは、A3判2枚以内の中で複数カットをレイアウトして良いでしょうか。	計2枚以内とし、パースのカット数は規定しません。評価に必要なカットや、分かりやすさを考慮して判断してください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
111	実施要領	17	14	(1)④イ	(カ) 集団規定検証図とありますが、旧病院解体後に建設予定の院外薬局など、設計内容が不明な建物があります。日影は、新病院のみの検証としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
112	実施要領	17	14	(1)④イ	(カ) 集団規定検証図に高度斜線等の検証図とありますが、空地・緑地など敷地全体での検証になると思われます。検証にあたり、院外薬局・既存保育所の建物情報をご教示ください。	院外薬局は、立体駐車場との併設などの想定も含まれますが、設置の有無・規模ともに未定のため、設計段階の事項とし本提案での記載は不要です。既存保育所は、RC平家建、延床面積276㎡、建築面積276㎡としてお考え下さい。
113	実施要領	17	14	(1)	提出書類の技術提案書参考資料に外部・内部仕上の提出が求められておりませんが、外部仕上については、立面図に表示し、内部仕上は代表室のみ表示する程度とし、詳細は見積内訳により提示と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
114	実施要項	17	14	(1)⑥	改善提案(VE提案)説明資料(様式15-2)の枚数制限はございますでしょうか。	枚数制限は設けません。
115	実施要領	17	14	(1)④ウ	技術提案書のうち、総合工程表に『工事車両台数/日平均、延人工/日平均等について記載すること』となっていますが、工事着手後に制約されることになるかご教授下さい。	制約条件にはなりません。
116	実施要領	18	15		「改善提案」とは、どの様なケースを想定しているのでしょうか。要求水準書を満たさないが、コスト維持またはコストが下がり、目的とする性能等は変わらない、または向上する等の場合でしょうか。	実施要領に記載の通り、要求水準の逸脱を認めるものではありませんが、要求水準を杓子定規に捉えることで、応募者のノウハウを活用した幅広い提案を妨げることがないように、幅広い提案を求める主旨です。そのため、要求水準への適合に関して、発注者と応募者で解釈が相違する場合にも、2回の競争的対話を通じてその解消を図る方針であり、杓子定規な失格判断は行いませんが、提案に際して疑問が生じる場合は、技術提案とは別に、改善提案(VE提案)として提出してください。
117	実施要領	18	15		VE提案は提案数の上限はございますか。また、効果金額の下限値はございますでしょうか。設定がありましたら、ご教示ください。	提案数の上限や、効果金額の下限値の定めはありません。
118	実施要領	18	15	(1)	【VE提案について】 改善VE提案は、要求水準を逸脱する提案は認めないとありますが、面積を減らす提案は技術提案及びVE提案とも不可と考えてよろしいでしょうか。また、要求水準を逸脱するとみなされる面積減の基準があればご教示ください。	延床面積・各室面積について上限値、下限値は設けておりませんので、面積を減らす提案は要求水準違反には該当しません。要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。
119	実施要領	18	15	(1)	部屋面積の上限、下限値などはありますでしょうか。	各室面積について上限値、下限値は設けておりません。要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
120	実施要領	18	15	(1)	【VE提案について】 ELV台数減や気送管ステーションの位置の削減提案などは、代替措置を明示すれば、要求水準未達にはならず、本提案に反映することは可能と考えてよろしいでしょうか。	改善提案（VE提案）として提案してください。
121	実施要領	18	15	(1)	【VE提案について】 地下に居室を設ける提案は、記載の通り要求水準違反となり、不可と考えてよろしいでしょうか。	小田原市新病院建設基本計画に「地階は原則設けず、1階フロアレベルが浸水しない計画とします。」、要求水準書P14に「地階に居室を設けない計画とするが、設備機器類を設置する場合は、免震振層内の浸水対策等（窯場・排水ポンプの設置等）を講じること。」との記載があります。記載の主旨を踏まえた上でのよりよい提案は妨げないものとします。
122	実施要領	18	15	(1)	「改善提案は、要求水準書の内容を逸脱できない」とありますが、要求水準で仕様の表現されている部分については、性能・機能を低下させないことを条件に、VE提案することは可能でしょうか。	貴見のとおりです。
123	実施要領	18	16	(4)③	15.改善提案（VE提案）後に検討した新たなVE項目の提出は認められますでしょうか。	優先交渉権者の選定までの間は、不可とします。
124	実施要領	19	16	(4)	第2回競争的対話（技術対話）の各社の対話時間の実施時間をご教示頂けますでしょうか。	応募1グループ当たり、1時間程度を想定しています。
125	実施要領	19	17	(1)	「②、③、④、⑤は、「16 技術提案書等の提出」にて提出し、第2回競争的対話（技術対話）を経て発注者と協議し、合意した内容のみを改善した内容にて提出すること。それ以外の加筆、修正等を行った場合は失格とする。」とあります。これを踏まえると、改善された技術提案書等を提出する際に、出精値引きなど行った場合、失格になると考えてよろしいでしょうか。	実施要領に記載の内容からの明らかな、かつ、故意に逸脱したことが認められた場合は失格となります。また、明らかな失格でない場合においても、その疑いが認められる場合は、選定委員会で取扱いについて協議します。
126	実施要領	20	18	(7)②	プロジェクター及びスクリーンは発注者において用意するとありますが、パソコン等との接続や投影調整等を行う時間は、プレゼン時間とは別に設けて頂けますか。	貴見のとおりです。
127	実施要領	20	18	(1)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施につきまして、実施時間をご教示頂けますでしょうか。	未定です。後日、プレゼンテーション等の実施要領としてお示しします。
128	実施要領	20	18	(7)①	プレゼンテーションに使用する資料は技術提案書の内容のみを表現とありますが、補足説明としての挿し絵や文章等の追加は認められますでしょうか。	不可とします。
129	実施要領	20	18	(7)②	プレゼンテーションで使用されるスクリーンのサイズをご提示ください。	160インチを想定しています。詳細は、後日、プレゼンテーション等の実施要領としてお示しします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
130	実施要領	22	20	(1)②	「見積書に記載されていない項目についても要求水準書に記載された性能等から当然見込みべきものと判断された項目は含まれているものと判断する」との記載がありますが、その内容については設計・契約段階にて都度協議により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、本病院の役割・機能を前提とした協議となります。
131	実施要領 P22 20 (1) ② 要求水準書 P2 I 5 要求水準書 添付1 P2 II 1 所掌区分表				左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「～発注資料に記載されていない項目でも、要求水準書に記載された性能等から当然見込みべきものについては、これまでの経験・実績を生かし、当該見積の範囲として見込み、その内容を見積書・内訳書に記載すること。」、「既存病院解体後の施工を想定する」等の記載がございますが、限られた見積期間で全てを調査することは困難ですので、見積者として一般に要求される注意義務を果たしてもご提示いただいた資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、見積に反映させることができなかつたものについては、契約期間及び契約金額の変更対象とさせていただきませんか。	質問が「発注者が提示した資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難」な場合については、添付4リスク分担表No. 41・42に従って取り扱うものとします。
132	実施要領 P22 20 (1) ② 要求水準書 各所 要求水準書 添付4 P2 43 リスク分担表				左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「要求水準書に記載された性能等から当然見込みべきものについては、これまでの経験・実績を生かし、当該見積の範囲として見込み、～」 「提出書類に交付書類記載の要求性能基準を満たさない記載があっても原則的には認めず、交付書類記載の要求性能基準を満たすものとみなす。」等、入札要項書等の見積資料の各所に“性能”に関する記載がございますが、ご趣旨に沿った提案となるよう努めますが、提案した内容の採否につきましては、要求条件等を実現するための必要事項が充足していることを含めて、発注者様にご確認いただいたうえで決定されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、発注者が貴応募グループの提案内容を把握するために必要十分な資料を提示していただくことを前提とします。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
133	実施要領 P22 20 (2) ② 小田原市契約規則 第43条第3項 要求水準書P58 IV1 (1) ウ①、P59 IV1 (1) ウ②、ウ③			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「単価は、提案時内訳書に用いた単価を採用すること。」、「提案時内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、提案時内訳書の単価に準じて、発注者と優先交渉権者が協議の上、発注者が承諾した金額で単価設定を行うこと。」、「設計又は仕様を変更し、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価により算出し、これによることができないときは契約者と協議して定める。」、「提案時内訳書に記載が無い項目については、病院と受注者で協議のうえ、病院が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計の直接工事費に対する比率は技術提案時の見積書上の比率を上限とする。」との記載がございますが、契約金額を変更する場合には、増加部分については、再調達することとなるため提案時内訳書に単価のないものも含め変更時の時価としていただき、諸経费率、出精値引率及び共通仮設工事費については、契約金額変更の都度ご協議いただけませんか。	本事業を、設計施工一括で発注している主旨に鑑みて、原文のとおりとします。	
134	実施要領	23	22	(4)	次点交渉権者は、優先交渉権者が作成した実施設計図に基づき、施工を行うことになるのでしょうか。	基本協定書第17条第2項のとおりですが、次点交渉権者との協議によります。
135	実施要領	23	22	(4)	優先交渉権者が辞退し、次点交渉権者の価格等の交渉が成立し、次点交渉権者が受注者となった場合、工事監理業務についても、次点交渉権者が行うことになるのでしょうか。	貴見の通りですが、次点交渉権者との協議によります。
136	実施要領	23	22	(3)	設計業務契約に添付する約款がございましたらご教示いただき、契約内容については契約締結までにご協議いただけますでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」をもとに協議します。
137	実施要領	23	22		受注者は設計施工を前提に設計業務を行いますので、万が一施工が不成立となった場合の設計図書の取扱いについて、設計契約締結までにご協議いただけますでしょうか。	貴見のとおりですが、原則として、基本協定書に記載した手続きによります。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
138	実施要領 P23 21 (5) 小田原市新病院建設事業に係る基本協定書 (案) P5 第17条第1項			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「本手続及び本事業に関して提案参加者が作成し又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、～第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。提案参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。」等の記載がございますが、発注者様が工事材料等を指定した場合など発注者様の指示につき過失があるときは、賠償額のうちその過失の割合に応じた額を発注者様にてご負担いただけますでしょうか。	発注者が質問内容に該当する工事材料の指定を行うことはございません。また、発注者からの指示が、そのような事象に該当する場合は、優先交渉権者からの事前の注意喚起が行われるものと理解しています。	
139	実施要領	23	22	(3)	設計業務委託契約の締結に関して、設計業務は設計者、施工者、工事監理者それぞれの役割が含まれることから【設計業務に当たる者】、【施工業務に当たる者】、【工事監理業務に当たる者】が設計共同企業体を結成し契約が行われると考えて宜しいでしょうか。	設計業務委託契約は、「設計業務に当たる者」（複数の企業で実施する場合は、設計共同企業体）と締結します。
140	実施要領	24	22	(8)	技術提案が達成されなかったときの取扱いについては、基本協定書によるとのことですが、基本協定書案第16条第3項に記載のある、「技術提案書不履行に関する措置」の内容（違約金）についてご教示ください。	発注者と優先交渉権者との協議によるものとし、現時点で詳細は定めておりません。
141	実施要領 P24 22 (9) 小田原市新病院建設事業に係る基本協定書 (案) P1 第3条第1項 要求水準書 P3 I 6				左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。『「基本協定」、「設計業務委託契約書」、「工事請負契約書」を作成すること。』との記載や契約書類の優先順位についての記載がございますが、基本協定及び各契約書は発注者様及び受注者で協議のうえ合意した内容にて締結することを前提として、これらを含む各書類の優先順位は、以下のとおりであると理解してよろしいでしょうか。 ①契約書 ②基本協定書 ③質問回答書 ④実施要領 ⑤要求水準書 ⑥技術提案書・提出時見積書	貴見のとおりです。
142	実施要領	24	23		各年の支払の時期はいつを想定されておりますでしょうか。	協議により決定します。
143	実施要領	24	23		現場説明書についてご開示願います。	現場説明書はございません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
144	実施要領	24	23		各年度で支払限度額は設定されますでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」及び「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」によります。
145	実施要領	24	23		支払い条件は、設計業務：各年度前払金30%以内、年度末払い1回、請負工事：各年度前払金40%以内、年度末出来高払い1回でよろしいでしょうか。契約約款の開示が業務委託分のみでしたので、確認させてください。	本プロポーザルHPに4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」をご確認ください。
146	実施要領	25	26	(1)	「小田原市建設工事請負契約約款第26条第1項から第4項（全体スライド）については、次の適用方針とする。」との記載がございますが、本事業の工事請負契約に適用される約款は、現状ご提示いただいている「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」であり、係る記載は本事業には適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負約款等」によります。
147	実施要領 P25 26 (2) 小田原市建設工事関連業務委託契約約款 P3 第20条、P5 第19条				左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「技術提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく、公表、使用してはならない。」、「受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」、「優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。」との記載がございますが、技術提案書等の作成や優先交渉権者としてご選定いただいた場合の基本協定の履行及び本事業の遂行に必要な範囲において、弊社の責任で下請負業者等に対して発注者様の承諾なしに当該資料や秘密情報を開示することは問題ないものと理解してよろしいでしょうか。また、優先交渉権者としてご選定いただいた場合の本事業の遂行に伴って必要となる法令上の手続等により、やむを得ず第三者に開示することは問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答	
148	優先交渉権者選定基準	4	第3	提案参加者の実績、配置予定技術者の実績に基づいて行われる客観評価の基準について、優劣を判断する基準が明確に示されておりませんが下記①～④についてご教示ください。 ①同種業務と類似業務では配点が異なるのでしょうか。 ②延床面積・病床数が同規模またはそれ以上のものが高く評価される評価が行われるのでしょうか。 ③発注先が公共・大学・民間で評価に違いはあるのでしょうか。 ④指定様式には3次救急を有する急性期病院、大学病院等の病院機能を記載する箇所はございませんが、評価に基づいた記載方法があれば様式をご教示ください。	一次審査は、選定委員会が当新病院建設に照らし、総合的に判断するものであり、優先交渉権者選定基準に記載する項目以外は定めておりません。	
149	優先交渉権者選定基準	4	第3	客観評価において担当者の実績が「3次救命救急を有する救急病院」や「大学病院」等とありますが、他にどのような実績が評価されるのかご提示ください。	一次審査は、選定委員会が当新病院建設に照らし、総合的に判断するものであり、優先交渉権者選定基準に記載する項目以外は定めておりません。	
150	優先交渉権者選定基準	7	図表3	6	「工期短縮に向けた提案」とありますが、本計画は工期短縮が求められている計画になるのでしょうか。	計画の合理化に伴う適切な工期短縮や、病院における移転時期を踏まえた引き渡し時期の設定は提案対象とします。
151	優先交渉権者選定基準	7	図表3	6	工程計画の主な評価の視点に「別途工事との工程調整」とありますが、添付02_工事区分表に記載されている別途工事の「施工期間」の目安をご教示ください。	竣工引き渡しから開院まで4ヶ月程度の期間内での実施を想定します。
152	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)	地域貢献関心表明書の提出は技術提案書と同様に8/31(火)16時でよろしいでしょうか。 また、その際の提出部数をご教示ねがいます。	貴見のとおりです。提出部数は1部とします。
153	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)	地域貢献関心表明書には協力会社からの押印を頂くとの考えでよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、建設工事に関わる協力会社のみならず、資材調達・業務委託等に関わる市内事業者を含みます。
154	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)ウ	市内事業者として認定される事業所の開設時期について、いつ時点までに開設している等の規定はございますか。 例) 公告日より1年前、公告日時点等	評価の対象とする市内事業者は、地域貢献関心表明書記入時に開設しているものとします。
155	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)ウ	建設工事の現場事務所のような有期の事業所は対象外の認識でよろしいでしょうか。	市内の他の建設工事の現場事務所を示すものであれば、貴見のとおりです。
156	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)ウ	共同企業体の元請受注額は対象外とする記載がありますが、共同企業体の代表元請会社が小田原市に事業所を設置している場合についても、元請受注額の対象にならないということでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
157	優先交渉権者選定基準	8	第7	(2)(ア)ウ	「市内業者とは事業所（本店、支店、営業所、店舗など）が小田原市の住所を有し、当該住所を確認できるものとする。」とありますが、使用する物品を生産する工場が市内の住所を有している場合も対象であると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり事業所に含まれます。
158	優先交渉権者選定基準	10	10		算定式にある「受注者が得た当該項目の得点」とは総合評価点（125点満点）という理解でよろしいですか。	当該応募グループが得た「地域貢献点A」の得点です。本プロポーザルHPに5月6日付で公表した「受注者から徴収する金額の修正について」をご確認ください。
159	優先交渉権者選定基準	10	10		地域貢献点Aに対する不履行について、受注者から徴収する金額の計算式を示されていますが、正しいのでしょうか。提示の計算式では過度な徴収金が想定されます。	計算式を以下の通り修正いたします。「125（総合評価点）」を分母とし、「受注者が得た当該項目の得点」を分子と入れ替えます。本プロポーザルHPに5月6日付で公表した「受注者から徴収する金額の修正について」をご確認ください。
160	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書（案）	2	第7条	(1)(2)	「当初見積書等（設計後見積書）」は実施設計完了前（令和5年11月頃）に提出するという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。
161	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書（案）	2	第7条	第5項	「前項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉不成立が確定するものとする。」との記載がございしますが、当社は建設会社であり、当社が施工することを前提に設計を行うため、設計業務委託契約の締結後に価格等の交渉不成立が確定し工事請負契約が締結に至らなかった場合には、発注者様及び受注者は設計業務委託契約を解除することができるものとさせていただきませんか。 なお、この場合発注者様が交付済み図書を利用する際には、受注者の氏名を表示しないものとし、利用の結果を含め名目の如何を問わず、受注者は責任を負わないものとしていただませんか。 また、契約解除時において、既に確認申請を提出済みである場合は、発注者様は確認申請の取り下げの手続きを行うものとし、既に確認済証が交付されていた場合は、発注者様は工事取止め届を建築主事にご提出いただくものとしていただませんか。	実施要領に記載の契約手続きを原則とし、次点交渉権者との協議を踏まえて決定するものとします。
162	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書（案）	2	第8条	(1)(2)	「改定見積書等」は実施設計完了後の精算レベルの見積書という理解でよろしいですか。	実施設計完了後の精算見積書（設計後見積書）に基づき、発注者と金額交渉を行ったものが「改定見積書等」となります。
163	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書（案）	2	第8条	(3)	価格等の交渉が成立した「改定見積書等」と「最終見積書等」との違いは何ですか。	発注者は、交渉が成立した「改定見積書等」に基づき予定価格を作成した上で、見積合わせを実施します。「最終見積書等」は見積合わせの際に提出を求めめるものです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
164	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	2	第9条 第2項	「いずれの責にも帰すべからざる事由」による不成立となった場合の定めがございますが、いずれかの責に帰すべき事由により不成立となった場合の精算等につき、お考えをご教示ください。また適用される定めがあれば、条項等具体的にご教示ください。	基本協定第9条及び第17条第2項に記載する方法により精算するものとして、記載が無いものについては、第22条による発注者と優先交渉権者との協議によります。
165	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	3	第12条	優先交渉権者として上限契約金額の遵守について努めて参りますが、発注者様におかれましても優先交渉権者が提示するVE提案等の採用を前向きにご検討いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りです。優先交渉権者には本事業の目的・主旨に沿ったコストコントロールが求められますが、発注者も協力を行います。
166	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	3	第12条 第2項	「要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合においても、上限契約金額の範囲内で工事請負契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。」とございますが、受注者はそれらを予測することができないため、技術提案書の提案時見積時点では判明し得なかった受注者の責に帰さない事情により費用が発生する場合は、上限金額の増額を認めていただけますでしょうか。	優先交渉権者の責に帰さない事情による費用の負担を優先交渉権者に求めるものではなく、発注者も協力しながら事業を進めるものであり、優先交渉権者の努力義務については、基本協定書のとおりとします。
167	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	3	第12条 第4項	本工事は見積書提出から工事請負契約締結までに期間を要するため、契約時単価については契約時「時価」としていただけないでしょうか。	基本協定書第12条第4項に記載のとおりとします。
168	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	3	第12条	上限金額につきまして、受注者は上限金額の範囲内で契約締結するよう最大限の努力をいたしますが、万一受注者が善管注意義務を果たしても想定できない費用が生じた場合には、その費用をご負担いただけますでしょうか。	優先交渉権者の責に帰さない事情による費用の負担を優先交渉権者に求めるものではなく、発注者も協力しながら事業を進めるものであり、優先交渉権者の努力義務については、基本協定書の通りとします。
169	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	4	第12条 第13条	本事業着手後に新型コロナウイルス感染症等の疫病対策を目的とした国の緊急事態宣言及び対象都道府県の緊急事態措置の発出、並びに発注者・優先交渉権者他関係者の新型コロナウイルス罹患発生等により、発注者・優先交渉権者いずれの責めにも帰することのできない事由で本事業が契約通り進捗できなくなる事態が生じた場合、業務完了期限の延長及び上限契約金額については協議のうえ変更できるものと考えてよろしいでしょうか。	発注者・優先交渉権者いずれの責めにも帰することのできない事由の場合は、貴見のとおりです。ただし、新型コロナウイルス感染症等に対して、受注者として標準的に求められる対応について実施されていることが前提となります。
170	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	4	第14条 第2項	関連工事実施における業務完了期限の延長や事業費増加について、「発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。」とございますが、具体的にどのようなケースを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	関連工事の内容が、事前に優先交渉権者に伝えられていた内容と大きく相違した場合等が想定されますが、当該事象の状況によります。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
171	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	4	第14条		専ら関連工事に使用する仮設・経費等が発生する場合は、関連工事を行う第三者と協議のうえ、費用の負担を求めることが出来ると考えてよろしいでしょうか。	発注者と協議の上、決定するものとします。
172	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	5	第16条	第3項	「技術提案書不履行に関する措置」とは、基本協定書第16条第2項で定める「違約金相当額の減額」のことでしょうか。異なる場合「措置」の内容について具体的にご教示ください。	貴見のとおりです。
173	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	5	第17条	第2項	受注者は設計施工を一貫して行うことを前提に設計業務を行いますので、施工契約不成立時の設計業務の成果物については、発注者様と次点の優先交渉権者に参考として使用いただくものとし、受注者は設計者としての立場を離れると理解してよろしいでしょうか。	基本協定書に記載のとおりですが、協議を踏まえて決定するものとします。
174	小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	5	第17条	第2項	「～優先交渉権者は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の優先交渉権者の成果物を参考とすることができるものとする。」との記載がございますが、発注者様及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合における提出させていただいた設計業務の成果物につきましては、発注者様に限り利用を許諾するものとさせていただきませんか。 また、もし次点以降の交渉権者に当社の成果物を参考として開示され、当該業者がその内容を利用する場合には、当該業者の責任にてご利用いただくものと理解してよろしいでしょうか。	設計業務の成果物が提出され、設計業務報酬を支払った時点で、建築士法に沿って作成された設計図書として、発注者が他の施工者にそれを利用させることについては、何ら問題がないと判断しています。
175	小田原市建設工事関連業務委託契約約款 小田原市新病院建設事業に係る基本協定書(案)	3	第20条 第19条		左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」「優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。」との記載がございますが、ここでいう知り得た秘密情報とは、秘密として取扱うことが世間一般に相当であると認められる情報に限られるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見において示された内容だけでなく、発注者が開示する際に、秘密である旨の明示を行った情報等も含まれます。
176	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	1	第1条	第1項	この契約書に基づきと記載がありますが、契約書の鑑についてご開示願います。	資料受領申請書兼誓約書提出者にメールにて送付します。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
177	小田原市建設工事関連業務委託契約約款P1 第1条第2項、P3 第22条、P4 別添(21条関係) 特記事項 第2条、要求水準書 P6 II3(2)、P67 IV4(1)			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「この契約書及び設計図書に明示されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者又は第5条の規定による監督員(以下「監督員」という。)の指示に従うものとする。」「受注者は、この契約書及び設計図書に明記していない場合であっても、この契約の履行上必要なものは、発注者の指示に従ってこれを行い、その費用を負担しなければならない。」「本業務の実施に当たっては、以下の基準等を標準仕様として適用する。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本業務期間中に改訂されたときは、改定内容への対応等について協議を行うものとする。」等の記載がございますが、発注者様のご指示及び協議の結果等に伴って今回の工事内容や工程、施工計画等に影響が生じた場合には、契約期間及び契約金額の変更対象とさせていただきませんか。	添付4リスク分担表No. 35~40に従って取り扱うものとします。
178	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	1	第5条 第2項	小田原市建設工事関連業務委託契約約款第5条第2項に依る監督員様の権限に基づく指示又は承諾につきましては、原則として書面にて行うものとしていただけないでしょうか。	原則として書面による対応を行います。ただし、状況により書面による指示・承諾が行われなかった場合については、受注者が記録を作成し、監督員の確認を受けるものとします。
179	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	1	第7条 第1項	「発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切ることができる。」との記載がございますが、発注者様が委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切る場合には、書面をもって受注者に通知したうえで行っていただけないでしょうか。	小田原市建設工事関連業務委託契約約款に記載のとおり、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとします。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
180	小田原市建設工事関連業務委託契約約款 P1 第7条第1項 第2項、要求水準書 添付4 小田原市新病院建設事業 リスク分担表 P2 36			左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。」、「前項の場合において、受注者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。」との記載や設計リスクのうち「発注者の指示、提示条件・指示の不備・変更以外の事由による設計変更に関するもの」を受注者負担とする旨の記載がございますが、発注者様のご都合により委託業務の内容を変更される場合及び受注者の提案等に伴う設計変更が発生した場合において、発注者様は、必要があると認められるときは、契約期間及び契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用をご負担いただくものとさせていただきませんか。	添付4 リスク分担表No. 35～40に従って取り扱うものとします。
181	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	1	第8条	「受注者は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。」との記載がございますが、かかる期間の延長が発注者様の責めに帰すべき事由による場合におきましては、発注者様は、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用をご負担いただくものとさせていただきませんか。	当条文は、期間の延長に関する事項であり、貴見が求める記載内容の変更は不要と判断します。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
182	小田原市建設工事関連業務委託契約約款 P1 第9条、要求水準書 添付4 小田原市新病院建設事業 リスク分担表 P1 20 21				「委託業務の処理に関し生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。」との記載や第三者賠償リスクのうち「設計、建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの」及び「施設の瑕疵による事故に関するもの」を受注者負担とする旨の記載がございますが、本事業の遂行に伴い第三者に損害を及ぼした場合におきましては、発注者様の責に帰すべき事由及び受注者が善良な管理者としての注意義務を果たしても避けることが困難な事由により発生したものについては、発注者様の責任と負担で対応し処理・解決するものとさせていただきますでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」及び「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」によります。
183	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	2	第13条	第5項	部分払いを複数回請求する場合において、部分払いの請求可能金額の算定の際の「出来高金額」は前回出来高金額を控除したものであるという理解でよろしいでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」及び「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」によります。
184	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	2	第14条	第3項	「違約金は、契約金額、契約保証金その他受注者に支払うべき一切の債務と相殺することができる。」との記載がございますが、受注者の責に帰する事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときに発注者様が受注者から徴収することとなる違約金の相殺につきましては、発注者様及び受注者の債権債務が相殺適状となった場合に限り、かつ受注者に事前に通知したうえで実施するものとさせていただきますでしょうか。	契約期間については、第8条において、その責に帰することができない場合や、その他正当な理由による場合は、発注者に期間の延長を求めることができるため、第14条の記載については、原文のとおりとします。
185	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	2	第15条	第1項	「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。」との記載がございますが、係る条件に該当する場合でも、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとさせていただきますでしょうか。	本条では、発注者からの履行の催促に対して、受注者が履行を行わない場合の記載です。債務不履行の内容の程度に関わらず、履行は必要となるため、原文のとおりとします。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
186	小田原市建設工事関連 業務委託契約約款	2	第16条 第3項	「発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損失を及ぼしたときは、その損失を補償しなければならない。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。」との記載がございますが、この場合におきましては、発注者様は、受注者に生じたその損失を賠償するものとさせていただきませんか。	受注者が一方的に算出した損失額を補償することはできませんので、原文のとおりとします。
187	小田原市建設工事関連 業務委託契約約款	3	第20条	「受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。」との記載がございますが、受注者又はその使用人が秘密保持義務を負う期間につきましては、情報の陳腐化や管理上の実務の観点から、工事目的物の引渡日又は契約解除時から2年を経過する日までとさせていただきませんか。	貴見のとおりとします。ただし、発注者が特に指定した情報については、それに依らない場合があります。
188	小田原市建設工事関連 業務委託契約約款 小田原市契約規則	3	第23条 第1項 第49条 の2 第1項	左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「発注者は、引き渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下本条において「契約不適合」という。）であるときは、その引渡しを受けた日から2年間、受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）を行うことができる。」との記載がございますが、発注者様が受注者に請求することができる履行の追完の方法は、目的物の修補又は代替物の引渡しに限るものとさせていただきませんか。 また、この履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者様は、履行の追完を請求することができないものとし、発注者様に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者様が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとさせていただきませんか。	本プロポーザルHPに4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」及び「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」によります。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
189	小田原市建設工事関連 業務委託契約約款	3	第23条 第1項	「発注者は、引き渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下本条において「契約不適合」という。）であるときは、その引渡しを受けた日から2年間、受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）を行うことができる。」との記載がございますが、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時に発注者様が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わないものとし、発注者様は、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合についてのみ引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができるものとさせていただきませんか。	本プロポーザルHPに4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」及び「小田原市建設工事関連業務委託契約約款」によります。
190	小田原市建設工事関連 業務委託契約約款	3	第23条 第2項	「発注者は、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。」との記載がございますが、前項の規定にかかわらず、発注者様は、受注者がその契約不適合があることを知っていたときを除き、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときにその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができないものとさせていただきませんか。 また、引き渡しを受けた目的物の契約不適合が発注者様又は監督員様の指示により生じたものであるときは、発注者様は、受注者がその指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除き、当該契約不適合を理由として請求等を行うことができないものとさせていただきませんか。	前段については、原文のとおりとします。 後段については、発注者又は監督員が行った指示については、受注者が契約に照らしてその指図が適当か否か、設計変更に該当するか否かを確認し、発注者又は監督員に必要な判断・手続きを行うことを求める必要がありますので、貴見のような懸念は想定されないと判断しています。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
191	小田原市建設工事関連業務委託契約約款	3	第24条	「この契約書に定めのない事項については、小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。」との記載がございますが、ご提示いただいた約款及び小田原市契約規則に記載のない事項並びにこれらの解釈について疑義が生じた事項につきましては、公共工事標準請負契約約款を参照のうえ協議して定めるものとさせていただきませんか。	本プロポーザルHPに4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」によります。
192	小田原市契約規則		第49条	「契約者は、引渡しを終わるまでは天災その他の理由により生じた損害を負担しなければならない。ただし、契約者が損害発生防止について相当の施設をし、又は善良な管理者の注意を怠らなかったと契約担当者が認める場合は、その損害の一部を市が補てんすることができる。」との記載がございますが、引渡し前に、天災等の発注者様及び受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合には、発注者様は、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち契約金額の百分の一を超える額をご負担いただくものとさせていただきませんか。	本プロポーザルHPに4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」によります。
193	様式共通			複数の業務を1社で担い、競争入札参加資格申請に登録している使用印鑑が業務種別毎に異なる場合、どちらの印鑑にて押印をしたらよろしいでしょうか。（なお、片方の業務の参加資格審査申請書に登録している印鑑は印鑑証明書と一致していますが、もう片方の業務は代表者からの委任者印にて申請しています。）	本事業への応募グループの代表企業は、施工業務に当たる者の代表構成員ですので、その印鑑を使用してください。
194	様式1			申請者は決済権のある事業所の代表者でよろしいでしょうか。（例：〇〇支店の支店長）	貴見のとおりです。
195	様式2-1, 2, 3-2, 3			「業務場所」とは建設地の住所を記載するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
196	様式2-1～3			表の中に会社名を記入する項目がございますが、よろしいでしょうか。（代表者と実績は別の会社になる部分もあると思います。）	表上「代表者」の下に、当該実績を有する会社名と分かるように記載してください。
197	様式2, 3			「平面図等の写しを添付する」とありますが代表的な1フロアの平面図のみでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
198	様式2-1他		注3	配置予定者の従事状況の証明書類を添付することとありますが、証明書類とは自社で作成する社印つきの経歴書でよろしいですか。	社内書類も認めますが、「発注者に提出している体制表」「確認申請書」等、より公式な書類が望ましいです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
199	様式2-3		注1	「共同企業体の構成員ごとに作成すること」とありますが、特定JVのその他構成員は施工実績要件がありません。提出は必要でしょうか。	特定JVのその他構成員についても、「その他」の実績等について記載してください。
200	様式2-3		注2	提出が必要な場合、「同種業務を1件以上記載し」とありますが、特定JVのその他構成員に同種業務がない場合は、記載不要と考えてよろしいでしょうか。	特定JVのその他構成員については、同種実績は求めませんが、「その他」の実績等について記載してください。
201	様式2-3		注3	「配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること」とありますが、本様式は会社の施工実績を記載する書類であるため、不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
202	様式3-1			以下、様式3-2、3-3、3-4についても共通事項としてお聞きいたします。 従事状況がPUBDIS、CORINSで証明出来ない場合の従事証明方法については、下記の考えでよろしいでしょうか。 ①従事証明書にて証明する場合 任意の書式にて同種、類似、その他業務内容(設計・監理・施工実績)、従事役職、従事期間を記載する。 ②設計業務の各主任技術者の従事証明方法については、建築確認申請書類等の写しでよい。	①については貴見の方法も認めますが、「発注者に提出している体制表」等、より公式な書類が望ましいです。 ②については貴見のとおりです。
203	様式3-1		注1	「統括責任者が現場代理人を兼務する場合は、同一の調書に作成すること」ありますが、表内「配置予定技術者等」欄に「 <input type="checkbox"/> 現場代理人」を追記し、様式3-4は不要と考えてよろしいでしょうか。また、監理技術者を兼務する場合も、同様でよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
204	様式3-1			統括責任者等の資格および実績(様式3-1)で統括責任者が現場代理人を兼務する場合は、同一の調書に作成することとなっておりますが、統括責任者等の資格および実績には現場代理人を兼務すると記入するところがありません。どのように同一調書に記入すればよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
205	様式3-1、3-4			統括責任者が現場代理人と監理技術者を兼務する場合に作成する調書は3-1、3-4いずれの様式にて調書を作成すればよろしいでしょうか。	兼務する場合は、様式3-1、様式3-4の両方を作成してください。
206	様式3-2			設計技術者の資格及び実績において、委託期間に基本設計と実施設計と分かれています。いずれかに該当していれば実績としてみなすと解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
207	様式3-2			設計技術者の業務経歴に記載する構造・階数・施設用途（病床数）は、設計時の数値でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
208	様式3-4			現場代理人が監理技術者を兼務する場合は同一の調書にて作成すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
209	様式4			代理人とは誰から誰への代理でしょうか。	本事業の応募に参加するグループ内の全企業から、委任事項を委任される者（原則として、グループの代表企業とする）へのものです。
210	様式4			委任状につきまして、受任者の印と受任者印鑑（使用印）は同一と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
211	様式5-1			第8条に〇〇〇の〇〇業務とは、意匠の基本設計業務という記載の仕方よろしいでしょうか。または、記載の仕方があればご教示いただけますでしょうか。	貴見のとおりです。設計業務における役割が判断できる記載方法であれば結構です。
212	様式8			注釈欄に「…参加資格保有者の通知に記載された受付番号を記入すること」とありますが、参加資格保有者の通知とは何を指しますか。	様式8一次審査用技術提案書においては、受付番号の記載は不要とします。
213	様式8			一次審査用技術提案書の※につきまして、枠外右上の受付番号欄に、参加資格の通知に記載された受付番号を記入することとありますが、受付番号はいつ通知されますでしょうか。	様式8一次審査用技術提案書においては、受付番号の記載は不要とします。受付番号は、一次審査結果通知とともに通知します。
214	様式8、12、13			各技術提案書の余白等については、提案者側でアレンジしてもよいと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、提案書としての読みやすさに配慮してください。
215	様式8、12、13、15-2、17、18、21			紙面をなるべく大きく使いたいのので、上下左右の余白を小さくしてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、提案書としての読みやすさに配慮してください。
216	様式8、12-1～8、13			様式・表題・受付番号を記入すれば、枠線や注意書表示しなくてもよろしいでしょうか。また、マージンは自由と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、提案書としての読みやすさに配慮してください。
217	様式12、13、15-2、17、18、20			配布書式はWORDですが、提案書作成ソフトはイラストレータやパワーポイント等の別のソフトを用いて作成し、PDFで提出してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
218	様式13-1		注1	統括責任者が現場代理人と兼務する場合がありますが、現場管理人は監理技術者と兼務が可能となっています（実施要項P12⑤）。統括責任者が現場代理人、監理技術者と兼務することは可能と考えてよろしいですか。	可能としますが、統括責任者には、本事業全体をマネジメントし、各業務の取りまとめを行うことが求められるため、その主旨に沿った提案を求めます。
219	様式14-2			提案時見積内訳書にⅡ付属棟新築工事がありますが、この付属棟は、添付1：所掌区分表に記載のある付属棟（別棟を計画する場合）と同義であるため、その付属棟がない場合は、内訳不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
220	様式19				(様式19-1)の改善された提案時見積書につきまして次頁以降(様式14-〇)となっていますが、(様式19-〇)という認識でよろしいでしょうか。その場合は当方で修正しても差し支えないでしょうか。	貴見のとおりです。お手数ですが、貴社にて修正をお願いいたします。
221	様式22				地域貢献関心表明書について、宛名の〇〇様の箇所についてはプロポーザル参加者宛と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
222	要求水準書	1	I	1(4)	【参考6 基本設計図】、【参考7 基本計画概要書】は要求水準として扱わないと記載されていますが、それ以外は要求水準と考えてよろしいでしょうか。(例えば、参考8 厨房機器図)	参考1~12については、要求水準の内容を補完するための参考資料とお考えください。
223	要求水準書	1	I	1(4)	基本計画図や小田原市新病院建設基本計画において、参考の断面構成が示されており外来部門は2階の1フロアに集約されております。しかし要求水準書に階構成の指定はありませんので外来部門及び連携が必要となる検査部門や放射線診断部門の階構成については自由提案と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
224	要求水準書	2	I	5	竣工引き渡し時は既存病院が残っているため、仮使用申請になり、別途費用で現場事務所を残す必要があると考えますが、既存病院解体後に計画通知完了検査、現場事務所撤去と考えてよろしいでしょうか。	竣工引き渡し後、現場事務所を残す必要はありません。
225	要求水準書	4	II	1	敷地条件等のその他の項目に「開発許可」と記載があります。該当敷地は開発行為申請が行われていると思いますが、同申請及び協議の開示をお願いします。同時に、交差点の信号有無、工事中の仮設排水、緑化算定、新設道路レベル等の開示をお願いします。また、新病院建設工事は制限解除による着手と考えてよろしいでしょうか。	開発許可申請は設計段階に行うものとし、新病院建設工事は制限解除による着手を想定します。県道交差点の信号は設置します。工事中の仮設排水は計画してください。緑化の算定は、高度地区適用除外条件算定書により計画してください。新設道路レベルの詳細については、現在実施している測量設計によりますが、周辺との取付け高さは現市道2291のレベルと同程度と考えてください。
226	要求水準書	4	II	1	添付8高度地区適用除外条件表の総合設計許可を取得する以外に、適用除外規定の公益上必要な建築物として市長があらかじめ都市計画審議会の意見を聴いた上で認めたものには該当しないと考えるよろしいでしょうか。	総合設計許可は不要ですが、添付8高度地区適用除外条件を元に、小田原都市計画高度地区の適用除外を受けることとなります。
227	要求水準書	4	II	1	北側市道に河川改修計画ありとありますが、計画内容について可能な範囲でご教示願います。	参考1計画範囲図で示した幅員(管理用通路4m含む)内で計画し、改修工事は令和10年以降が想定されます。
228	要求水準書	4	II	1	「北側市道(河川改修計画あり)」との記載がございますが、参考1_計画範囲図に記載のある河川境界より20mのラインが敷地境界線になることを示すものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
229	要求水準書	5	Ⅱ 2(1)	基本設計にあたって設定された新病院の基本的な想定値をご教示願います。  1. 1日平均外来患者数 2. 1日平均入院患者数 3. 平均在院日数 4. 1日平均手術件数 5. 入院患者の喫食率 6. 1日平均救急患者数（1次、2次、3次別） 7. 医師人数（男女別、常勤、非常勤、研修医） 8. 看護師数（男女別、准看護師とも） 9. 上記以外の計画スタッフ人数（男女別） 10. ヘリコプター利用率	現状の機能維持を前提として、下記令和2年度の実績（一部元年度）を参考に提示します。 1. 1日平均外来患者数：R2年度823人、R元年度1,041人 2. 1日平均入院患者数：R2年度287人、R元年度360人 3. 平均在院日数：R2年度8.9日、R元年度9.7日 4. 年間手術件数：R2年度3,087件、R元年度4,071件 5. 入院患者の喫食率：250～300食/回程度 6. 1日平均救急患者数（救急車搬送件数、ウォークイン患者取扱件数）：R2年度（11.2件、13.6件）、R元年度（14.2件、24.2件） 7. 医師人数（男女別、常勤、非常勤、研修医）：常勤102人（男74人、女28人）、非常勤66人（男48人、女18人）、研修医19人（男18人、女1人） 8. 看護師数（男女別、准看護師とも）：看護師410人（男44人、女366人）、准看護師2人（女2人） 9. 上記以外のスタッフ人数：588人（男171人、女417人） 10. ヘリコプター利用回数：R2年度4件、R元年8件
230	要求水準書	5	Ⅱ 2(1)	小田原市立病院のHPに令和3年4月1日時点での施設基準届出一覧がありますが、新病院において、その施設基準と異なる場合は、ご教示願います。	令和3年4月1日時点の施設基準届出一覧を満たし、要求水準の内容を付加するものとします。
231	要求水準書	5	Ⅱ 2(1)(2)	延床面積、建築面積及び駐車台数の振れ幅条件をお教えください。	面積・階数・駐車台数について制限は設けません。要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。
232	要求水準書	5	Ⅱ 2(1)	施設規模に延床面積40,000㎡程度、建築面積6,500㎡程度、建物9階建て程度とありますが、面積・階数共に制限はないと考えてよろしいでしょうか。面積についてプラス方向マイナス方向の制限がありましたら、ご教示願います。	当該規模は、都市計画審議会の意見を踏まえたものです。面積・階数について制限は設けません。ただし、要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。
233	要求水準書	5	Ⅱ 2(1)	建物高さに「機械室等を除き9階建て程度」とありますが、地下階の設置については、提案によると考えてよろしいでしょうか。また、地下階を設置した場合の諸条件がありましたら、ご教示ください。	小田原市新病院建設基本計画に「地階は原則設けず、1階フロアレベルが浸水しない計画とします。」、要求水準書P14に「地階に居室を設けない計画とするが、設備機器類を設置する場合は、免震層内の浸水対策等（窠場・排水ポンプの設置等）を講じること。」との記載があります。記載の主旨を踏まえた上でのよりよい提案は妨げないものとします。
234	要求水準書	5	Ⅱ 2(3)	施設構成に、既存病院解体後立体駐車場や院外（敷地内）薬局設置などの計画と記載がありますが、院外薬局建設地の敷地分筆はしないと考えてよろしいでしょうか。	現時点では、敷地分筆は想定していません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
235	要求水準書	5	II	2(1)	<p>           付帯施設に駐車場、駐輪場とありますが、病院竣工後で、既存病院解体後に可能となる工事については、実施要領に「現病院解体撤去工事後の駐車場整備工事、外構工事は原則含まない」とあるとおり、本体工事に含まないと考えてよろしいでしょうか。         </p>	<p>           貴見のとおりです。         </p>
236	要求水準書	5	II	2(3)	<p>           既存病院の一部や工作物を先行解体する提案と有りますが、先行解体時の杭は残置してもよろしいでしょうか。         </p>	<p>           先行解体時の杭は撤去を前提とします。設計時に存置の採否を協議するものとします。         </p>
237	要求水準書	5	II	2(1)	<p>           「延床面積40,000㎡程度（病院本体）」とありますが、上限値、下限値はありますでしょうか。         </p>	<p>           上限値、下限値は設けません。ただし、要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。         </p>
238	要求水準書	5	II	2(1)	<p>           要求水準書には施設規模として、「延床面積40,000㎡程度」とありますが、添付07諸室リスト・諸元表には各室の面積の要求はありません。そのため各室面積を最低限とするなどすれば、大幅な延床面積減も可能になると思われます。要求水準を満たすための数値的な許容範囲はありますでしょうか。         </p>	<p>           延床面積の制限値は設けません。ただし、要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。         </p>
239	要求水準書	5	II	2(1)	<p>           要求水準書の施設規模として、「建築面積6,500㎡程度」、「建物高さ 機械室を除き9階建て程度」とあります。部門構成を変えて建物階数を変更すれば、当然建築面積も変わりますが、『程度』の許容範囲をお示し下さい。         </p>	<p>           面積・階数・駐車台数について制限は設けません。ただし、要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。         </p>
240	要求水準書	5	II	2(2)	<p>           外来駐車台数200～300台と台数に幅がありますが、この範囲内で適宜設定するものと考えて宜しいでしょうか。         </p>	<p>           貴見のとおりです。         </p>
241	要求水準書	5	II	2(3)	<p>           「放射線治療、機械室、アメニティ施設は構造上別棟とする提案は可」とありますが、その場合、別棟の構造は免震構造とは限らなくてよい、という理解でよろしいでしょうか。         </p>	<p>           貴見のとおりです。ただし、用途の特性を踏まえた提案としてください。         </p>
242	要求水準書	5	II	2(3)	<p>           リニアック、機械室、アメニティ施設は構造上別棟、とありますが、耐震構造としても問題はないでしょうか。         </p>	<p>           貴見のとおりです。ただし、用途の特性を踏まえた提案としてください。         </p>
243	要求水準書	5	II	2(3)	<p>           「本体工事に先立ち、既存病院の一部や工作物を先行解体する提案」がある場合、当該解体費用については、本事業範囲とは別途扱いと考えてよろしいでしょうか。         </p>	<p>           応募者の提案により発生する費用は、提案費用に含んでください。         </p>
244	要求水準書	8	III		<p>           ピット内の不燃や耐火性能については、各自治体や消防の内規等により見解が異なります。電気関連の盤や医ガス等が配置されると考えられることから、断熱材は不燃性、耐火被覆ありを基本とすればよろしいでしょうか。         </p>	<p>           貴見のとおりです。         </p>
245	要求水準書	8	III		<p>           既存病院の月毎の光熱水費（水道、下水道、電力）をご教示ください。         </p>	<p>           資料受領申請書兼誓約書提出者にメールにて送付します。         </p>

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
246	要求水準書	10	Ⅲ	1(1)ア	病室の開口寸法は壁芯にて確保することよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
247	要求水準書	10	Ⅲ	1(1)イ	廊下幅員は、病棟階では、両側居室の場合は手すり内法2.7m以上の記載がありますが、ここでいう両側居室に、スタッフステーション・処置室・面談室は該当しますか。	該当します。
248	要求水準書	10	Ⅲ	1(1)	「基本計画図は病院のヒアリングにより図面化した参考プラン」とありますが、病院へのヒアリング内容（議事録等）を参考資料としてご開示下さい。	ヒアリング内容（議事録等）は開示しません。概要は添付7諸室リスト・諸元表等に記載しています。
249	要求水準書	10	Ⅲ	1(3)	CASBEE神奈川の評価は、第三者機関が評価内容を審査し的確であることを認証する制度である「CASBEE評価認証制度」（公的評価）が必要でしょうか。	公的評価は必要ありません。神奈川県建築物温暖化対策計画書制度によるものです。
250	要求水準書	11	Ⅲ	2(1)	県道側からの一般車両の出入りは不可との表記があります。今回の入札段階の提案では、一般車両の出入りは不可とし、県道からの出入りは要求水準不履行となると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
251	要求水準書	11	Ⅲ	2(1)	救急車や自家用車についてはアプローチ動線が明記されていますが、職員用車両やサービス車両、寝台車両の動線については指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、県道からの右折進入・右折退出は警察の指導により原則不可とします。なお、職員用は参考1計画範囲図の病院敷地外を予定しています。
252	要求水準書	11	Ⅲ	2(1)	「敷地への主な車両アプローチ」について記載がありますが、南側付替え道路からの車両出入りは可能でしょうか。歩道状公開空地の基準に抵触するでしょうか。	安全上支障がなければ可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
253	要求水準書	11	Ⅲ	2(2)	駐車場計画台数が200～300台の記載があります。平置きで300台確保し、立体駐車場を想定しないという提案は可能でしょうか。	提案する場合、改善提案（VE提案）としてください。
254	要求水準書	11	Ⅲ	2(2)	現状、バス乗場が敷地西側道路に面して設置されておりますが、こちらのバス乗場はそのままの想定でしょうか。それとも敷地内ロータリーに取り込む想定でしょうか。	西側道路のバス乗場はそのままの想定です。バスの一部路線について、敷地内ロータリーへの停車を想定していますが、今後の協議によります。
255	要求水準書	11	Ⅲ	2(2)	敷地内薬局を配置する計画とありますが、規模の想定などございましたらご教示ください。	現時点では、設置の有無・規模ともに未定のため、設計段階の協議事項によるものとし、本提案での記載は不要です。
256	要求水準書	11	Ⅲ	2(2)	敷地内薬局の規模をご提示ください。	敷地内薬局は、立体駐車場との併設などの想定も含まれますが、現時点では、設置の有無・規模ともに未定のため、設計段階の事項とし本提案での記載は不要です。
257	要求水準書	11 24	Ⅲ	2(2) 3(7)セ②	敷地内薬局用地の貸付けを想定とありますが、現在想定している規模・配置があればご教示ください。	敷地内薬局は、立体駐車場との併設などの想定も含まれますが、現時点では、設置の有無・規模ともに未定のため、設計段階の事項とし本提案での記載は不要です。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
258	要求水準書	24	Ⅲ	3(7)セ	用地の貸付を前提とした敷地内薬局を配置する計画とすることとありますが、想定規模、敷地面積の目安等がありましたら、ご教示ください。	敷地内薬局は、立体駐車場との併設などの想定も含まれますが、現時点では、設置の有無・規模ともに未定のため、設計段階の事項とし本提案での記載は不要です。
259	要求水準書	11	Ⅲ	2(5)	立体駐車場との渡り廊下は工事範囲には入れないものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
260	要求水準書	11	Ⅲ	2(1)	救急車は県道からとし、～との記載がございます。また、参考6 基本計画図配置図の県道部分北側に救急動線▶の記載がございます。救急車の出入りは、基本計画図配置図の県道部分北側、救急動線▶の部分1か所のみ可能と考えて宜しいでしょうか。新設道路からの救急車の出入りは不可と考えて宜しいでしょうか。ご教授お願い致します。	新設道路からの救急車の出入りは可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
261	要求水準書	12	Ⅲ	3(2)イ	患者及び搬送対応の引戸の巾寸法については有効開口幅と判断してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
262	要求水準書	13	Ⅲ	3(2)イ	引き戸の幅はベッド利用があるところでは、1.3m以上と記載がありますが、今回の病院の入院患者は原則ベッド搬送を前提と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
263	要求水準書	13	Ⅲ	3(2)イ	医用室扉には原則、患者側、スタッフ側ともにドアストッパーを設置すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ドアストッパーを設置するものとします。
264	要求水準書	19	Ⅲ	3(7)エ②	病棟の構成及び病床数の記載がありますが、提案において、2看護単位であることや一般病棟の病床数の変更は可能であると考えてよろしいでしょうか。	1看護単位の病床数は変更しないものとします。病棟構成については、要求水準書や評価基準を参照の上、本事業に適切な提案を行ってください。
265	要求水準書	20	Ⅲ	3(7)エ②	各看護単位の車椅子利用率についてご教示願います。	整形外科や脳神経外科の病棟で50～60%程度、小児科や産科の病棟で10%程度が想定されます。
266	要求水準書	19	Ⅲ	3(7)エ③a	個室率は、ICUとCCUを個室として計上し30%を下限とすることと記載がありますが、個室数の構成を変えることは可能でしょうか。	一般病棟以外の個室数の構成は変更しないものとします。
267	要求水準書	19	Ⅲ	3(7)エ③	「個室率は、～、30%を下限とすること。」とは、402床×30%=121床を下限と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
268	要求水準書	21	Ⅲ	3(7)カ	中央材料部門の気送管設備は基本計画図に記載がありません。要求水準を正とし、払出し室に気送管ステーションを設置すると考えてよろしいでしょうか。	気送管設備については、要求水準書P56、8の記載・数を正とします。
269	要求水準書	21	Ⅲ	3(7)カ	要求水準書P. 21には、気送管設備の運用を図ることと記載がありますが、P. 56の大口径気送管設備計画には手術、中央材料、内視鏡、病理、化学療法はステーション不要と記載があります。P21を正と考え、必要としてよろしいでしょうか。	気送管設備については、要求水準書P56、8の記載数を正とします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
270	要求水準書	21	Ⅲ	3(7)カ①	中央材料部門において滅菌業務の中央化とありますが、一次洗浄等については各部門内にて行う想定でしょうか。	内視鏡部門を除き、一次洗浄等含め中央材料部門で行う想定とします。
271	要求水準書	22	Ⅲ	3(7)ク	「業務の効率化を図るため、集約して配置すること。」との記載がございますが、画像診断部門と核医学・放射線治療部門は必ずしも隣接配置しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。放射線部門の医師・技師が使いやすい適切な計画としてください。
272	要求水準書	23	Ⅲ	3(7)サ	ICU、CCU、HCUの透析用給排水設備数について、本項、諸元リスト、基本計画図で記載が違いますが、諸元リストを正（HCUに透析用給排水設備なし）と考えてよろしいでしょうか。	諸元リストを正（HCUに透析用給排水設備の記載あり）とします。
273	要求水準書	23	Ⅲ	3(7)サ②	「透析ベッドは～13床程度を配置」とは、12～14床と考えてよろしいでしょうか。	13ベッドとしてご計画ください。
274	要求水準書	23	Ⅲ	3(7)シ②	「化学療法用のベッド数は～16ベッド程度に増床」とは、15～17ベッドと考えてよろしいでしょうか。	16ベッドとしてご計画ください。
275	要求水準書	24	Ⅲ	3(7)ス②	リハビリテーション部門②機能概要に記載のある項目と、添付7諸室リスト・諸元表P15リハビリ室に記載のある内容が異なります。諸室リストにある機能を正と考えてよろしいでしょうか。 (運動器リハビリテーション料1が要求水準書に記載がありません。)	添付7諸室リスト・諸元表を正とします。
276	要求水準書	27	Ⅲ	4(2)ア	新病院の構造体の耐震性のグレード目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）のⅠ類、とありますが、これは耐震構造とした場合の建屋を対象としていると考えて良いでしょうか。免震構造とするので、法で定められた基準の1.5倍の保有水平耐力計算は不要と考えて良いでしょうか。	免震構造を採用することでⅠ類相当の耐震安全性が確保されていると考えます。 そのため、免震構造では保有水平耐力を法で定められた基準の1.5倍確保する必要は必ずしもありません。
277	要求水準書	27	Ⅲ	4(2)イ	一部の機能（リニアック等）を別棟とした場合、その別棟を免震構造以外としてもよろしいでしょうか。また、その場合の設計クライテリア（耐震性能の判定基準）をご提示ください。	リニアック等を別棟とした場合、免震構造以外も可とします。耐震安全性のグレード目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）Ⅰ類とします。
278	要求水準書	27	Ⅲ	4(2)ウ①	余裕度検討レベル地震動に対する設計クライテリア（耐震性能の判定基準）を具体的にご提示頂けないでしょうか。	判定基準の設定例としては建物が倒壊・崩壊に至らないことを目標として免震層の変形を擁壁とのクリアランス以内とすることなどが挙げられます。 ただし、上記をあくまで参考にしつつも、余裕度検討については、地震の発生確率と大きさにより本案件に適正な判定基準を設計者により定めるものとお考えください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
279	要求水準書	27	Ⅲ 4(2)ウ①	時刻歴応答解析計算における余裕度検討とは、L2地震の1.25倍の地震動に対してどの程度の結果になるかを示せば良いでしょうか。	L2地震の1.25倍の地震動（告示波）および建設予定地の地盤、地震環境を考慮した模擬地震動が対象となります。 模擬地震動については地震の発生確率や大きさからL2地震に含むことも考えられます。 余裕度検討については、地震の発生確率と大きさにより、本案件に適正な判定基準を設計者により定めるものとお考えください。
280	要求水準書	30 31 32	Ⅲ 5(2)ア 5(3)ア① 5(3)ア②	高圧2回線引込、22kV（本線/予備線）、特高22kVによる本線及び予備電源など記載が混在していますが、特高22kV本線/予備電源の理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
281	要求水準書		Ⅲ	電力協議はなされていると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
282	要求水準書		Ⅲ	特別高圧引き込みに際し負担金は発生しますか。発生する場合は、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
283	要求水準書		Ⅲ	受電後、引き渡しまでの電気基本料金は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
284	要求水準書	30	Ⅲ 5(2)	電気室及び発電機について、水害に安全な計画とされることが主旨で、必ずしも2階以上に設置しなくても良いでしょうか。	より水害に安全な計画とすることを主目的として、適切にご提案ください。
285	要求水準書	31	Ⅲ 5(3)ア①	電力引込みについて、「引込み方法は、架空回線を構内柱で受け」と記載が御座いますが、参考図では地中引込となっております。地中引込と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
286	要求水準書	31	Ⅲ 5(2)オ	高効率機器としてアモルファス変圧器の採用により、省エネ化を計画することと記載がありますが特高、高圧変圧器の両方とも該当しますでしょうか。	高圧変圧器をモールド型アモルファス仕様とし、特高変圧器はモールド型高効率仕様としてください。
287	要求水準書	32	Ⅲ 5(3)ア②	変圧器容量について、普通高圧総容量：9550kVAと記載がありますが、電気室を分散配置した場合合計値が合わなくなる可能性もあります。その場合は近似値（機能的に問題なければ、多少下回る場合もありますが）で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
288	要求水準書	32	Ⅲ 5(3)ア②	変圧器の防振装置について、スプリング防振（4HZ）と記載がありますが、特高、高圧にかかわらず全ての変圧器に設置するということでしょうか。下階への影響が無いと判断された場合でも必要でしょうか。	特高・高圧変圧器を対象としますが、影響がないと判断できる場合は対象外とします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
289	要求水準書	32	Ⅲ	5(3)ア②	変圧器の仕様について、「モールド型（アモルファス）」との記載がございますが、特別高圧変圧器で前記の仕様は国内主要メーカーでは存在しません。特別高圧変圧器については、モールド型を優先し、アモルファス仕様は外してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
290	要求水準書	33	Ⅲ	5(3)ア④	直流電源装置容量について、蓄電池容量：750AHと記載がありますが、機器を分散配置した場合合計値が合わなくなる可能性もあります。その場合は近似値（機能的に問題なければ、多少下回る場合もありますが）で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
291	要求水準書	32 33	Ⅲ	5(3)ア④ ⑤	参考7 基本計画概要書 表-VI、VIIの負荷原単位と電源容量の想定値が、電気設備の要求水準書に記載されていますが、これらの数値は必須条件でしょうか。	要求水準と位置づけていますが、改善提案（VE提案）としての提案は可能です。
292	要求水準書	34	Ⅲ	5(3)ア⑦	電気設備計画の基本方針として『環境の向上：環境負荷低減』とありますが、幹線ケーブルは一般ケーブル（CVT）を使用することになっています。全ての設備において一般ケーブルを使用することで宜しいでしょうか。	エコケーブルとしてください。
293	要求水準書	34	Ⅲ	5(3)ア⑦	幹線・動力設備の配線仕様にCVTケーブルとの記載がありますが、P.8に記載の基本性能一覧表にはエコマテリアルの適用が記載されています。幹線はエコケーブルにする必要はありませんでしょうか。	エコケーブルとしてください。
294	要求水準書	35	Ⅲ	5(3)イ③	全館に電波時計を計画することと記載があり、諸室リスト・諸元表に電波時計の設置場所の記載がありますが電波時計本題は備品（別途工事）と考えて宜しいでしょうか。	電波時計は本工事とします。
295	要求水準書	35	Ⅲ	5(3)イ⑥	セキュリティ設備について、「カードは出退勤および食堂、自販機等のキャッシュレス対応を検討すること。」と記載が御座いますが、セキュリティ設備とICカードの準備までが本工事で、出退勤及びキャッシュレス対応のシステム及びそれらに関わるカードの登録は別途工事と解釈をして宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
296	要求水準書	35	Ⅲ	5(3)イ⑥	セキュリティ設備について、「防犯センサーの設置場所は「各室諸元表」に示す。」と記載が御座いますが、各室諸元表に防犯センサーの設置箇所が記されておられません。防犯センサーの必要箇所をご教示ください。	防犯センサー「なし」として計画してください。
297	要求水準書	35	Ⅲ	5(3)イ⑧	AV設備について、設置箇所は講堂のみで、その他諸室のAV設備は別途工事若しくは想定無しと解釈をしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
298		35	Ⅲ	5(3)ウ③	③情報表示システム a.インフォメーションシステム（デジタルサイネージ）において 各待合い等にデジタルサイネージを計画することと記載がありますが、添付資料2（工事区分表P6）NO6：情報表示及び患者呼出しシステム機器装置及び配線工事は別途工事となっています。 また、b待合表示（番号表示）も機器及び配線は別途工事のため、同様にデジタルサイネージの機器及び配線についても別途工事と考えて宜しいでしょうか。	デジタルサイネージの機器及び配線は、別途工事とします。
299	要求水準書	38	Ⅲ	5(3)ウ③a	インフォメーションシステムに別途工事の記載がありませんが、本工事でしょうか。	別途工事とします。
300	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	給水圧力の記載がありますが、供給先の必要水圧を確保することで、設定は事業者の提案によるものとして宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
301	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	井水処理設備（別途工事）以降の井水飲用ろ過装置は各社提案となっておりますが、井水処理設備（別途工事）二次側の水質基準値をご教示ください。	井水処理設備（別途工事）については、設計時の検討事項となります。水質基準値は特にありません。飲用利用していないので、参考として、直近の水質情報を資料受領申請書兼誓約書提出者にメールにて送付します。
302	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	井水処理設備（井戸を含む）は、新設する場合も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	井水処理設備（別途工事）については、設計時の検討事項となります。
303	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	上水受水槽容量が、小田原市水道局「給水装置工事設計・施工指針」の基準に対して、きわめて過大な容量となっています。新鮮な水が供給できない点、滅菌装置のランニングコストが多くかかる点について問題ないでしょうか。また、算定根拠をご提示ください。	同指針に「1トン/日・床」、「計画1日使用水量が150m <sup>3</sup> 以上の時は、夜間給水(22時～6時)とし、計画1日使用水量に相当する貯水槽を設置し、流入時間を制限すること」とあり、基準としています。水道局との具体的な協議は設計段階に行うものとします。
304	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	井水処理施設（別途工事）の参考図をご提示ください。（井戸、処理設備の設置スペース、供給水質が不明のため。）	設置スペースを含め、未計画のため参考図はありません。
305	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	冷却塔補給水が雑用水受水槽（160m <sup>3</sup> ）からの供給となっておりますが、熱源種別、容量は、どのように想定して給水量を算定しているのでしょうか。算定根拠をご提示ください。	熱源種別、容量等は、改善提案にて貴実績に基づき適切に設定してください。
306	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	給水圧力は「最遠部」で0.25MPa以上と記載がありますが、高架水槽方式のため、「最近部」で0.25MPa以上を確保するということでしょうか。その場合、加圧ポンプが必要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。



No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
307	要求水準書	41	Ⅲ	6(3)ア①	「井水は、別途工事にて既設利用または新設する井戸および井水処理施設(量水器含む)から供給を受けること。」とありますが、既設の井戸の位置、仕様をお知らせください。	参考5既存建物関連資料、第1期工事(病棟)衛生設備工事の図N082~85を参照してください。
308	要求水準書	41 43	Ⅲ	6(3)ウ①	給水は圧力0.25~0.40MPa、南北2系統の条件となっていますが、給湯は、循環回路に減圧弁を設けられない、また器具毎に減圧弁を設けるのは現実的でないため、圧力が0.40MPa以上となりますが問題ないものとして南北の系統分けとしているのでしょうか。	南北2系統については必須条件ではありません。0.40MPa以上とならないよう、適切に計画してください。
309	要求水準書	41	Ⅲ	6(2)エ	各種容量の増加など拡張性を考慮したスペース、機器構成、配管敷設とありますが、特に想定する内容があればご教示ください。	病院機能の変化に対応するため、熱源・空調機器・配管等の新設・更新等を示します。
310	要求水準書	42	Ⅲ	6(3)イ③	厨房排水をグリーストラップ以降単独で最終桝手前で生活排水と合流とありますが、本計画の規模は厨房除害設備の設置が必要と思われます。厨房除害設備の設置が不要の場合、行政協議実施済みでしょうか。	設計段階において、現状の厨房排水を調査の上、処理施設について行政協議を行うものとしします。現時点は、要求水準書のままとします。
311	要求水準書	42	Ⅲ	6(3)イ③	雨水は全て貯留し、晴天時に放流とありますが、天候による制御とすると容量を設定することができないと思われます。一般的な雨水抑制対策に基づく放流方式として宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
312	要求水準書	43	Ⅲ	6(3)イ④	透析排水は2次洗浄水まで容器回収とありますが、通常回収は困難と思われます。一般的な透析排水処理方法により対応するものとして宜しいでしょうか。	要求水準書P42④特殊排水に基づき、対応してください。
313	要求水準書	43	Ⅲ	6(3)イ④	特殊排水にボイラーブロー排水がありませんが、排水処理は不要でしょうか。	必要です。
314	要求水準書	43	Ⅲ	6(3)イ④	核医学(RI)部門で使用される核種、数量の想定をご教示ください。	現状維持を前提とし、資料受領申請書兼誓約書提出者にメールにて送付します。
315	要求水準書	43	Ⅲ	6(3)ウ①	給湯圧力で、低層部には必要に応じて減圧処置ができるように計画とは具体的にどのような方法でしょうか。	南北2系統については必須条件ではありません。0.40MPa以上とならないよう、適切に計画してください。
316	要求水準書	44	Ⅲ	6(3)エ②	要求水準書にはハンドドライヤーは別途工事とありますが、添付2工事区分表にジェットタオルが本工事に含まれています。要求水準書を正とし、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
317	要求水準書	45	Ⅲ	6(3)カ②	病院用途の場合、閉鎖型予作動式スプリンクラーの事例はほとんどなく、閉鎖型湿式スプリンクラー+スプリンクラーヘッド免除とするのが一般的ですが、その方式でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
318	要求水準書	45	Ⅲ	6(3)キ②	マニホールド室に笑気のマニホールドを設置することになっていますが、諸室リストの通り、笑気はポータブルと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
319	要求水準書	46	Ⅲ	6(3)カ②	主厨房に厨房用自動消火設備の設置が不要でしょうか。	厨房参考図等をもとに、必要な法規対応を行ってください。
320	要求水準書	46	Ⅲ	6(3)ク	厨房機器への1次側給水等を本工事で設置とっていますが、厨房機器が本工事のため、接続まで本工事と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
321	要求水準書	47	Ⅲ	6(4)ア	室内温湿度条件で乾球温度±1～2℃の室がありますが、HEAS-02-2013を基準に、事業者の提案によるものとして宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
322	要求水準書	47	Ⅲ	6(4)ア	屋外条件は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準にある都市の中から、過去3年の小田原市の気象データに近い都市を設定すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
323	要求水準書	47	Ⅲ	6(4)ア	要求水準書の室内温湿度条件と諸元表の設計温湿度条件が整合しておりません。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	諸元表を正とします。
324	要求水準書	47	Ⅲ	6(4)ア②	照明：20w/m <sup>2</sup> とありますが、LED照明の場合は低減できると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
325	要求水準書	48	Ⅲ	6(4)イ③	空調設備の方式は記載の内容を原則とし、比較検討の上より最適となる方式を計画すること、とありますが、原則に記載の方式は非常に高コストと思われます。事業者の提案によるものと解釈しますが、記載内容の内特に重視する項目がありましたらご教示ください。	要求水準と位置づけていますが、改善提案（VE提案）としての提案は可能です。
326	要求水準書	48	Ⅲ	6(4)イ③	RIエリアは、全空気方式空調を原則とすると記載されていますが、諸元表P27では提案によると記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	原則と記載しておりますので、よりよい方式についてはご提案ください。
327	要求水準書	50	Ⅲ	6(4)イ⑤	陰圧室には差圧計を設け視認できるようにすること。とありますが、対象となる室は、諸元表の室名に陰圧と記載のある室のみと考えてよろしいでしょうか。（諸元表の室圧管理欄には、その他にトイレなども陰圧の記載がありますがそれらは除くものと解釈しています） また前室付きの陰圧室には所定の差圧が確保できなくなった場合に警報を出すとありますが、所定の差圧の値はありますでしょうか。	差圧計対象室については、貴見のとおりです。差圧値は設計時に協議とします。
328	要求水準書	51	Ⅲ	6(4)イ⑥c	建築物衛生法とありますが、病院は特定建築物に該当せず、当該法の適用外と考えます。建築物衛生法に定める除塵計算の対象外と考えて宜しいでしょうか。	対象外ではありますが、同等の空気質を供給できるようにしてください。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
329	要求水準書	52	Ⅲ	6(4)イ⑧	消防法に準拠した排煙設備とありますが、病院は消防排煙の適用外と考えます。建築基準法の排煙設備のみに準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
330	要求水準書	52	Ⅲ	6(4)イ⑧	非常用エレベーター附室の排煙とありますが、法的に該当しない場合、適用除外と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
331	要求水準書	54	Ⅲ	7(2)	非常用エレベータを栄養部門専用と兼用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	非常用エレベータを栄養部門利用とすることは可能とします。台数は7(1)、(2)記載の台数を計画してください。台数の変更は、改善提案(VE提案)として提案してください。
332	要求水準書	54	Ⅲ	7(2)	非常用エレベータを(1)表②スタッフ用・搬送用記載のエレベータと兼用することは可能でしょうか。	非常用エレベータをスタッフ・搬送利用とすることは可能とします。台数は7(1)(2)記載の台数を計画してください。台数の変更は、改善提案(VE提案)として提案してください。
333	要求水準書	54	Ⅲ	7(1)～(3)	エレベータやエスカレーター台数は平面計画に応じて変更する事は可能でしょうか。	提案可能です。改善提案(VE提案)として提案してください。
334	要求水準書	56	Ⅲ	8(2)	計画によっては、大口径気送管を小荷物専用昇降機に置き換える提案や、部屋を隣接配置することで、気送管をなくすことは、本提案として可能でしょうか。 または、気送管をなくすことは、すべて改善VE提案になると考えた方がよろしいでしょうか。	改善提案(VE提案)として提案してください。
335	要求水準書	57	Ⅲ	9	「ヘリポート面は、地上からの高さ40m以上を想定」との記載がございますが、ヘリポート面高さは必ず40m以上を確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	地上からの高さ40m以上を想定しますが、異なる提案とする場合、飛行経路・騒音・環境影響評価等の見解を含め、ご提案ください。
336	要求水準書	57	Ⅲ	10	必要な防音・防振対策について、騒音・振動の上限は騒音・振動規制法内であれば良いと考えて宜しいでしょうか。	騒音・振動規制法をひとつの指標として、国交省「建設工事伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、可能な限り来院者・入院患者に配慮してご計画ください。
337	要求水準書	58	Ⅳ	1(1)ア	『総合工程表に市・病院が行う周辺工事・調査・移転等の期間を市・病院と十分に協議・調整を行い、把握した上で作成すること』とありますが、具体的な工事内容・工事時期をご教授下さい。	新病院建設基本計画を参照してください。
338	要求水準書	60	Ⅳ	1(2)ア③ 1(2)イ 1(2)エ	左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。「着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。」、「病院が行う近隣等に対する説明に協力するものとする。」等の記載につきまして、近隣等に対する説明等については、施工者として協力いたしますが、近隣の理解は、建築主である発注者様が主体となって得ていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載の通り「本事業を病院事業として実施することに対する」近隣理解は、発注者が主体となって得ますが、「受注者が実施する設計、建設工事等に対する」近隣理解(工事の実施方法等に対する理解)を得ることは受注者の役割です。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
339	要求水準書	60	IV	1(2)ア	③工事工程において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインの適用は御座いますでしょうか。	ございません。
340	要求水準書	68	IV	4(3)カ	「監督員様は、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。」との記載がございますが、監督員様が工事現場での施工状況のご確認をされる場合には、事前にご通知いただき受注者の了承を得たうえで行っていただくものとさせていただきますでしょうか。	工事用地は、発注者の所有地を、受注者が管理しているものであり、事前の通知は行いますが、受注者の了承は不要と判断します。ただし、受注者による安全管理に従って立ち入りなどを行います。
341	要求水準書	68	IV	4(3)オ	『工事用給排水は、病院構内より分岐することができる』となっておりますが、使用上限数量についてご教授下さい。	上限数量は不明です。病院機能維持に支障ない箇所から分岐を計画してください。
342	要求水準書	68	IV	4(3)キ	別途工事との調査について、『適切な時期に医療機器及び備品等の設置工程の調整を行うこと』となっておりますが、建設工事竣工後と考えて宜しいでしょうか。竣工前の場合は、施工者提案と考えて宜しいでしょうか。	医療機器の設置は、原則、建設工事竣工後とします。設置のために必要な下地・補強等の調整は行ってください。
343	要求水準書	68	IV	4(3)ク	モックアップの作成場所は、敷地A：病院敷地内1に限定されるかご教授下さい。	確認する医師、看護師のアクセスのしやすさを考慮し、敷地A：病院敷地内1での作成を前提としてください。
344	要求水準書	69	IV	4(3)ケ	『作業時間は、概ね午前8時から午後5時までを基本とする』となっておりますが、準備・片付は含まないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
345	要求水準書	69	IV	4(3)ケ	『工事車両は構内に駐車すること』になっていますが、構内とは敷地A：病院敷地内1と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
346	要求水準書	69	IV	4(3)サ	土壌汚染があった場合は、別途工期の協議が可能と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
347	要求水準書	69	IV	4(3)コ	工事車両は構内に駐車することとありますが、作業員の通勤車両を構内に駐車するスペースは協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	設計以降の協議とします。ただし、工事中は病院敷地内2内に作業員の通勤車両を駐車するスペースは確保出来ないものとしてご計画ください。
348	要求水準書				放射線治療を受診する患者の外来と入院の比率をご教授お願い致します。	外来約90%、入院約10%となります。
349	要求水準書				昨年の水光熱費をご教授ください。	資料受領申請書兼誓約書提出者にメールにて送付します。
350	添付1 所掌区分表	1			本工事に含む外構工事範囲は、病院本体新築のための仮囲い範囲内の外構工事（添付02工事区分表 9. 外構工事 本工事分）と考えればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
351	添付1 所掌区分表	1	4		4. 設備切り回し工事は本工事となっておりますが、各設備切り回し計画図をご提示お願い致します。	各設備切り回し計画図は作成しておりません。既存図を参照の上、ご計画ください。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
352	添付1 所掌区分表	1	7		7. アスベスト除去工事の備考欄に「調査結果により必要となった場合」と記載があるため、本工事の見積には含まないとしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
353	添付1 所掌区分表	1	7		上記と同様に「※」のついた項目については、想定ができないため、本工事の見積には含まないとしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
354	添付1 所掌区分表	2	3		所掌区分表の外構工事は別途工事となっていますが、工事区分表P7外構工事（外灯設備工事、駐車管制設備（救急車出入口パイロットランプ等）は本工事となっています。所掌区分表通り別途工事と考えて宜しいでしょうか。	本工事に含む外構工事範囲（外灯設備、救急車出入口パイロットランプ等）は、本工事とします。
355	添付1 所掌区分表	1 2	I II	8 7	付替え道路については設計の開発許可申請業務外（別途）と判断してよろしいでしょうか。	参考1計画範囲図の付替え道路整備区分②は、開発区域に含みます。（道路設計は別途行います。）
356	添付1 所掌区分表	1	I	3	『既存棟またはその一部を先行解体する計画の場合、その範囲は本工事範囲』となっていますが、先行解体可能範囲については、施工者提案と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、病院運営の継続を前提とした計画としてください。
357	添付1 所掌区分表	1	I	5	別途工事のテナント工事は、建設工事竣工後と考えて宜しいでしょうか。竣工前の場合は、施工者提案と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
358	添付1 所掌区分表	1	I	3	先行解体工事として既存車庫・駐輪場の解体とありますが、既存図がございましたらご教示ください。	参考5既存建物関連資料、外構竣工図に配置の記載はありますが、既存車庫・駐輪場の図面はありません。現地をご確認の上、ご計画ください。
359	添付2 工事区分表	4	4	8	地中障害物撤去工事（軽微なもの）については、本工事対応とございますが、「軽微」の判断基準をご教示願います。	通常の掘削工事で処理対応可能な内容については、軽微なものとして判断します。
360	添付2 工事区分表	5	5	14	添付2, 参考7, 要求水準書で、駐車管制設備の工事内容と工事区分が異なります。どれを正とすればよろしいでしょうか。 [添付2, P5]車路管制設備配管及び配線工事は本工事 [参考7, P16, No. 14]救急車の出入り口のみ本工事 [要求水準書]記載なし	本工事に含む外構工事範囲（救急車出入口パイロットランプ等）は、本工事とします。
361	添付2 工事区分表	5	6	4	電動ブラインドが本工事とありますが、電動ブラインド設置位置は、高天井の窓、及び、手術室、ICU, CCU, HCU等の清浄度が要求される部屋で二重サッシ等が想定される窓と考えてよろしいでしょうか。	二重サッシ等が想定される窓及び電動ブラインド等は、貴社実績を元に適切に計画してください。
362	添付2 工事区分表	7	8	12	駐車場案内サインが本工事となっております。要求水準書には既存病院解体後の駐車場整備は別途工事との記載がありますので、既存病院解体範囲に設置するサインも別途工事と考えてよろしいでしょうか。	既存病院解体前・解体中に使用する案内サインは本工事とします。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
363	添付2 工事区分表	7	9		本工事における外構工事の見積範囲は、設計プランに応じて設定する仮囲いの内部と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
364	添付2 工事区分表	7	10	2	自動販売機で給排水設備が必要な場合の給排水工事は本工事とありますが、今回入札段階では想定なしと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
365	添付2 工事区分表	4	5	12	工事区分表に「停電対策要非常用発電機設置工事一式（法規上必要でないもの）が本工事」と記載が御座いますが、この発電機は要求水準書P-32に記載のガスタービン発電機1, 750kVA×1台（防災・保安兼用）を示していると解釈をしてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
366	添付2 工事区分表	6	7	8	医療ガス設備の液酸タンク、マニホールドが本工事となっていますが、要求水準書P45では別途工事と記載されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	添付2、P6・7・8を正とします。
367	添付2 工事区分表	6	7	15	放射線機器（MRI、CT等）の2次側冷却水配管は別途工事と考えて宜しいでしょうか。本工事とする場合、冷却水配管が必要な放射線機器と配管サイズをご指示ください。	2次側冷却水配管は別途工事とします。
368	添付2 工事区分表	6	7	17	手術ホールの手術手洗い装置が本工事となっておりますが、具体的な仕様は提案と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
369	添付2 工事区分表	6	7	19	口腔外科のユニット2次側配管（診療用空気、技工用空気、診療用吸引、制御用ケーブル等）は別途工事と考えて宜しいでしょうか。本工事とする場合、メーカー参考図をご提示ください。	口腔外科のユニット2次側配管は別途工事とします。
370	添付2 工事区分表	6	7	21	中央材料滅菌室工事が本工事となっておりますが、どのような内容の工事でしょうか。	中央材料滅菌室の形成に伴う、開口塞ぎ・ガラス垂壁の設置は本工事とします。
371	添付2 工事区分表	6	7	22	中央材料滅菌室機器設置工事が本工事となっておりますが、どのような内容の工事でしょうか。中央材料機器の2次側の内容であれば、別途工事と考えて宜しいでしょうか。本工事とする場合はメーカー参考図をご提示ください。	滅菌機器設置に伴う、開口塞ぎ・ガラス垂壁の設置は本工事とします。滅菌機器本体は別途工事とします。貴社実績を元に、適切に計画してください。
372	添付2 工事区分表	1	1	3	『安全祈願祭の開催・運営・取りまとめは、本工事範囲』となっておりますが、発注者側の出席予定人数をご教授下さい。	50人程度を想定します。
373	添付2 工事区分表	2	1	34	近隣対応業務に説明会開催等とありますが、近隣説明会の時期や回数は想定されているのでしょうか。	未定です。
374	添付2 工事区分表	4	4	17	「変更申請手数料は、原則起因者負担」とありますので、現時点では想定できないとして、設計費としては見込まないことでよろしいでしょうか。	起因者負担ですので、受注者に起因する費用は見込んでください。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
375	添付2 工事区分表	4	5	4	電話設備（交換機・配線・電話機器）は別途と記載がありますが、院内通話設備（PHS等の端末、アンテナ設置、配線、交換機との連携調整等）は電話設備に含むと考えて宜しいですか。	貴見のとおりです。
376	添付3 関係者役割分担表	3	IV	⑤6	「工事期間中の申請等（仮設許可・仮使用認定など）含む」との記載がございますが、本事業において、仮使用認定による工事目的物の部分引渡し等は想定されていますでしょうか。 もし工事の引渡前までに完成した工事部分について部分引渡しを行う場合には、法令に基づき必要となる手続きは発注者様の責任と負担で行っていただくとともに、当該部分の管理責任は発注者様へ移転し、契約不適合責任期間についても起算されるものとして理解してよろしいでしょうか。	本事業で新築する建物の一部を先行して仮使用することは、現時点では想定しておりません。ただし、敷地内の既存建物解体や、駐車場・外構整備は、本事業とは別発注により行われるため、仮使用認定が必要となる場合があります。そのため、本事業において必要となる仮使用認定は、受注者の責任と負担において行うものとします。 また、新築する建物の一部を先行利用することが提案される場合も同様です。 部分引き渡しが行われた場合の管理責任と、契約不適合責任期間の考え方は、貴見のとおりです。
377	添付4 リスク分担表				リスク分担表は考え方の概念を示すものであり、細かな事象については、契約書及び契約約款に基づき、リスクの負担が判断されるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、契約書や契約約款等に示されていない事象に対しては、リスク分担表に沿って判断を行います。
378	添付4 リスク分担表	1	7		本事業に直接関係しない法令の新設であっても、受注者として予見できないため、そのような事態が発生した場合で、かつ、本工事においても費用負担が発生する場合については、別途ご協議いただきたく、お願いいたします。	基本協定書第12条第2項に沿って業務が遂行された上で、なお受注者の努力のみでは達成することができない場合は、発注者と受注者での協議を行います。
379	添付4 リスク分担表	1 2	7 9 26 27 28		左記に対して以下、共通質問事項についてお聞き致します。法令変更リスクにおける「本事業に直接関係する法令以外の法令（税制度を除く。）の新設・変更によるもの」及び税制変更リスクにおける「法人の運営や利益に係る税制度の新設・変更によるもの（法人税など）」並びに資金調達リスク、金利変動リスク及び物価変動リスクを受注者負担とする旨の記載がございますが、これらの予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となった場合には、受注者は、契約金額の変更を請求できるものとさせていただきませんか。	基本協定書第12条第4項に記載したとおりとします。
380	添付4 リスク分担表	1	17		「受注者が実施する設計・建設工事等に対する住民反対運動・訴訟等」とございますが、受注者がリスクを分担する場合は、受注者が実施する設計業務、施工に起因する反対運動等であり、建物建設事業に対する反対運動等はリスク分担表No. 16に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
381	添付4 リスク分担表	1	20	設計、建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関して、受注者負担とございますが、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない場合は対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
382	添付4 リスク分担表	1	21	施設の瑕疵による事故に関して、受注者負担とございますが、受注者の責に帰さない事由による瑕疵については対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
383	添付4 リスク分担表	1	25	「通常予見可能な範囲」について、具体的にどのような事象を「通常予見可能な範囲」とされるのか、ご教示願います。	一例として、台風等のように、災害発生が予見される場合を示しますが、具体の事象の発生時において、判断されるものとしします。
384	添付4 リスク分担表	2	36	上記（発注者の指示等）以外の事由による設計変更に関して、受注者負担とございますが、「受注者に帰責事由がある場合」との理解でよろしいでしょうか。	受注者の帰責事由に依らず、発注者の指示・了解等を得ていない設計変更が行われた場合は、受注者負担となります。
385	添付4 リスク分担表	2	38	上記（発注者の指示等）以外の事由による工事費の増加に関して、受注者負担とございますが、「受注者に帰責事由がある場合」との理解でよろしいでしょうか。	受注者の帰責事由に依らず、発注者の指示・了解等を経ずに工事費の増加が行われた場合は、受注者負担となります。
386	添付4 リスク分担表	2	38	工事費増加リスクにおける「発注者の指示、提示条件・指示の不備・変更以外の事由による工事費の増加に関するもの」を受注者負担とする旨の記載がございますが、次の事項のいずれかに該当する場合についても、発注者様又は受注者は、相手方に対して契約金額の変更を求めることができるものとさせていただきませんか。 ・支給材料、貸与品について品目、数量、受渡し時期、受渡し場所又は返還場所の変更があったとき。 ・特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき。 ・予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき。 ・工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと発注者又は受注者が認めたとき。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」の第26条のとおりとします。
387	添付4 リスク分担表	2	40	上記（発注者の指示等）以外の事由による工事完了の遅延に関して受注者負担とございますが、「受注者に帰責事由がある場合」との理解でよろしいでしょうか。	受注者の帰責事由に依らず、発注者の指示・了解等を経ずに工事の遅延が生じた場合は、受注者負担となります。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
388	添付4 リスク分担表	2	44	引渡し前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害について、発注者の責による場合を除き受注者の負担とございますが、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない損害については、免責いただけませんか。	引き渡し前の工事目的物は、受注者の所有であり、善管注意義務のみに依らず、保険の付保等や関連工事の受注者の責任において損害に対応する必要があります。
389	添付4 リスク分担表	2	45	契約不適合リスクにおける「施設の契約不適合が発見された場合及び契約不適合により施設の損傷等が発生した場合」については受注者負担とする旨の記載がございますが、契約不適合につきましては、小田原市建設工事関連業務委託契約約款第23条及び小田原市契約規則第49条の2並びにこれらに記載のない事項又は解釈について疑義が生じた事項については公共工事標準請負契約約款に基づき取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	本プロポーザルHPに、4月30日付で公表した「小田原市建設工事請負契約約款」の第57条のとおりとします。ここに記載がない場合については、リスク分担表を参照した上で、発注者・受注者の協議となります。
390	添付6 提出書類	3	2 10	記載されている「各種保証書」の発行につきまして、その保証の内容及び期間は、専門工事業者又はメーカーが技術的に対応可能な範囲内とすることを前提に、別途ご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	専門工事業者又はメーカーが発行する保証書の内容は参照いたしますが、元請施工会社として「小田原市建設工事請負契約約款」に定める契約不適合責任を免れるものではありません。
391	添付6 提出書類	3	3	受注者が提出することとなる完成図について「CADデータ（リジナル、DXF、JWW）」との記載がございますが、これらのデータは弊社の社名を表示したまま内容の編集及び出力が可能となることから、弊社の設計責任の範囲が曖昧となる恐れがありますので、提出についてはご容赦いただけませんか。 また、やむを得ず提出させていただく場合は、当社所定の受領書をご提出いただくことを前提に、受領書の内容について別途ご協議いただけませんか。	提出方法の協議には応じますが、CADデータの提出は必須とします。
392	添付7 諸室リスト・諸元表			諸室リストの中に要求室面積の記載がありませんが、諸室の使われ方・設計上の配慮事項や要求水準書に求められる条件を満たしたうえで、適切に設定するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
393	添付7 諸室リスト・諸元表			手洗い流しなどの水回りは、基本計画図及び諸元表に書いてある個数が、今回条件と考えればよろしいでしょうか。	基本計画図では、必要最低限の個数を示しています。設計プランに応じて、適切な個数を計画してください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
394	添付7 諸室リスト・諸元表	1		諸室リストにあるアメニティ施設ですが、カフェ・コンビニ想定スペースの工事区分は、建築は下地ボード、出入口扉まで、換気は部屋一画ダクト突出しまで、排水は部屋一画立上まで、給水・給湯は室内1ヶ所メーターまで、電源はテナント内盤まで、その他法的に必要な防災設備のみと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
395	添付7 諸室リスト・諸元表	3		放射線防護のシールド性能はすべて鉛当量2mm以上と考えてよろしいでしょうか。	各CT室、各血管造影室は、鉛当量3mm以上を見込んでください。
396	添付7 諸室リスト・諸元表	4		諸室リスト放射線治療部門にCT室との記載がありますが、参考06の1階平面図にはCT室の記載がありません。必要ということによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
397	添付7 諸室リスト・諸元表	5		諸室リスト心身医療科部門に診察室との記載がありますが、参考06の2階平面図に該当箇所が見当たりません。心理カウンセリング、認知症検査室の並び、相談室（予備）がそれに該当するものと考えてよろしいでしょうか。	心身医療科部門の診察室は、内科の診察室13室を兼用可とします。その際、予備室を1室程度は確保してください。
398	添付7 諸室リスト・諸元表	9		手術ホール、器材スペースに清浄度クラス表記がありませんが、100,000と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
399	添付7 諸室リスト・諸元表	13		R0水機械室が中央材料部門に表記されておりますが、供給先は中央材料室洗浄エリアのみと考え、透析等のその他の部門への供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
400	添付7 諸室リスト・諸元表	15		人工透析部門 将来にわたり夜間透析の運用に配慮した計画とする必要はない。と理解してよいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、災害時の病院運用想定は考慮してください。
401	添付7 諸室リスト・諸元表	15		本計画の主厨房の喫食数は、300食/日で宜しいでしょうか。	現状の喫食数が250～300食/回程度であり、同程度の機能維持を前提としています。貴社実績を元にご提案ください。
402	添付7 諸室リスト・諸元表	18		新生児室に清浄度クラスの表記がありませんが、不要と考えてよろしいでしょうか。	清浄度クラス10,000としてください。
403	添付7 諸室リスト・諸元表	18		小児病棟の2床室は必須でしょうか。	必要として計画してください。
404	添付7 諸室リスト・諸元表	19		NICUに清浄度クラスの表記がありませんが、不要と考えてよろしいでしょうか。	清浄度クラス10,000としてください。
405	添付7 諸室リスト・諸元表	19		NICUは将来対応3床含めて9床として良いでしょうか。（諸室リストは9床、要求水準書は6床）	9床として計画してください。
406	添付7 諸室リスト・諸元表	20～25		ITV設備について、系統名に「防災センターへ」と表記が無い系統については、建物全体のシステムとは独立した別システムでITV設備を構築すると解釈をしてよろしいでしょうか。	ITV設備は、基本的には防災センターで全監視が出来るように計画してください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
407	添付7 諸室リスト・諸元表	20 ～ 25		ITV設備について、OP室にカメラを示す「○」の記載が御座いますが、これは術場カメラ（全景用）を示していると解釈をして宜しいでしょうか？また術野カメラについては、別途工事と解釈をしてよろしいでしょうか。	手術室内のITV設備は、別途工事とします。
408	添付7 諸室リスト・諸元表	22		嗅覚室に個別放送のスピーカーを示す「○」の記載が御座いますが、呼出し側のマイクの位置をご教示ください。	嗅覚室は「なし」とします。
409	添付7 諸室リスト・諸元表	23		講堂に個別放送のスピーカーを示す「○」の記載が御座いますが、AV設備のスピーカーを示していると解釈をしてよろしいでしょうか。	スピーカを含め、AV設備と考えてください
410	添付7 諸室リスト・諸元表	2 26		医療ガスの種別、アウトレット形状が、諸室リストと諸元表で整合しておりません。どちらを正とすればよろしいでしょうか。（例：初療室：天吊00AVVと壁付0Vの不整合など）	諸室リストを正とします。
411	添付7 諸室リスト・諸元表	26		空調設備の室圧管理で「陰圧切替」とありますが、常時陰圧の部屋と思われれます。切替はないと考えてよろしいでしょうか。	常時陰圧の室については、貴見のとおりです。
412	添付7 諸室リスト・諸元表	26		換気設備の換気回数欄で、人員と記載されておりますが、「HEAS-02-2013」の換気回数2回/hを満足できない部屋が多数あります。換気回数は必要に応じて「HEAS-02-2013」のガイドラインを採用してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
413	添付7 諸室リスト・諸元表	27		空調設備の清浄度欄で、リニアックにB（クラス10,000）が設定されています。一般的に要求ありませんし、「参考12 放射線機器設置計画書」にも要求はありません。不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
414	添付7 諸室リスト・諸元表	30		諸室リストでは、手術部門のSS、器材スペース、清潔器材スペース、器材室、不潔器材室、診材室、薬剤室、切出室が清浄度BまたはCとなっています。器材室（展開室）がB、器材スペースがC、その他はプラン次第では不要と考えてよろしいでしょうか。	提案プランにより、適切に計画してください。
415	添付7 諸室リスト・諸元表	31		空調設備の清浄度欄で、救急病棟の1床室（陰圧）にC（クラス100,000）が設定されており、フィルター欄は高性能と記載されています。高性能フィルターの効率（JIS比色法等）と循環回数をご指示ください。	HEAS-02-2013に基づき、適切に計画してください。
416	添付7 諸室リスト・諸元表	30 31		諸室リストでは、ICU、CCU、HCU、救急病床とも清浄度クラス10,000ですが、諸元表ではHCU、救急病床はクラス100,000と整合していません。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	ICUとCCUは浄度クラス10,000、HCUは浄度クラス100,000、救急病床は20㎡/床のエリアは10,000、他100,000とします。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
417	添付7 諸室リスト・諸元表	9		手術室に設置する電子顕微鏡に対するスペックはありますか。	基準はございません。貴社実績をもとに、適切に計画してください。
418	添付7 諸室リスト・諸元表	9 16		病室、手術室の振動スペックについてクライテリアはありますか。	基準はございません。貴社実績をもとに、適切に計画してください。
419	添付8 高度地区適用除外条件表			空地規模50%以上とは、歩道上公開空地・有効公開空地・緑地などを含んだ空地面積と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
420	添付8 高度地区適用除外条件表			「高度地区適応除外条件表」を満たすと「第2種高度地区が適応されなくなる」と理解してよいですか。	小田原都市計画高度地区適用除外に関する条件であり、一定の手続きは必要となります。
421	添付8 高度地区適用除外条件表			空地規模：50%以上（容積緩和）について空地の定義は、50%の空地に有効公開空地10%以上も含んでよいと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
422	添付8 高度地区適用除外条件表			壁面後退： $\sqrt{H}/2$ 以上（H：建物高さ）について建物高さは、当該建築物の最高高さと考えてよろしいでしょうか。	後退面に接する12mを超える建築物の高さ毎に、壁面後退を基準値以上としてください。
423	添付8 高度地区適用除外条件表			壁面後退： $\sqrt{H}/2$ 以上（H：建物高さ）について壁面後退は、西側道路及び南側道路（付替え道路）の両方の道路に規制がかかりますか。	西側道路及び南側道路の両方共、壁面後退を基準値以上としてください。
424	添付8 高度地区適用除外条件表			高度地区適用除外について、緩和でなく除外であり、適用除外項目「(4) 公益上必要な建築物で、周辺の市街地環境の維持に支障のないものとして市長があらかじめ都市計画審議会の意見を聴いた上で認めたものについて、建築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途変更を行う場合」に本件は該当すると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、同適用除外項目(1)地区計画も該当します。
425	添付8 高度地区適用除外条件表			適用除外項目(4)に該当する場合、「小田原都市計画高度地区の運用基準」には適用除外条件が記されていませんが、本添付8の条件表(No1～8)と小田原市総合設計許可基準(第1章～第5章)が適用除外条件であるという認識で宜しいでしょうか。	添付8の条件を求めますが、総合設計許可を受けるものではありません。
426	添付8 高度地区適用除外条件表			適用除外のため、高さ限度について具体的な数字は無く、日影規制・道路斜線・隣地斜線により高さは制限されるという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、都市計画審議会では、9階程度での理解を得ています。
427	添付8 高度地区適用除外条件表			小田原市総合設計許可基準の第6章（一般型総合設計の容積率の割増し）および第7章（一般型総合設計の道路斜線制限等に関する緩和）は高度地区適用除外条件に含まれず、参照不要という認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
428	添付8 高度地区適用除外条件表			有効公開空地は10%以上とありますが、小田原市総合設計許可基準の第6章（一般型総合設計の容積率の割増し）によると40%以上（容積率緩和の場合）となりますが、第6章は参照不要と考え、有効公開空地は10%以上という認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
429	添付8 高度地区適用除外条件表			空地規模50%以上が容積緩和のための条件とありますが、この場合容積率はどこまで緩和されるのでしょうか？空地の規模に応じて容積率の緩和具合も変わるようであれば計算式および目標とする容積率をご教示ください。	容積緩和は考慮せず、空地率50%以上と解してください。
430	添付8 高度地区適用除外条件表			第二種高度地区の高さ制限15mは高度地区適用除外条件算定表の基準を順守すれば制限高さはなしと考えてよろしいでしょうか。	日影規制内にてご計画ください。
431	参考1 現況図・計画範囲図			付替え道路からの進入路と付替え道路端部（交差点扱い）との離隔について5m以上必要の図示がありますが、交差点側からの起算点が不明確の為、起算点の位置をご指示ください。	参考1付替え道路計画図に示す、付替え道路の終端部と接続する「4m道路南側境界線」の延長線との交点を起算点としてください。
432	参考1 現況図・計画範囲図	2		「※1の計画境については、計画により移動が可能」と読み取れますが、院内にて各棟の移動が可能と判断されれば、既存3棟の西側動線は、封鎖できると考えてよろしいでしょうか。	西側動線について、主玄関封鎖は可、救急車両動線・救急入口の封鎖は不可とします。
433	参考1 現況図・計画範囲図	2		計画範囲図に記載されている送迎車・緊急車両動線の動線から考えて、現在の病棟西側の緊急時の入口は車両の横付けを条件とはせず、患者の出入りが可能な状態であればよいと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、救急入口付近への横付けが望ましいです。
434	参考1 現況図・計画範囲図	2		新築建設用地に既存の防火水槽がありますが、工事のために、その防火水槽が一時的に解体されても法的に特に問題ないと考えてよろしいでしょうか。既存防火水槽の取り扱いをご教示願います。	貴見のとおりです。なお、参考1計画範囲図に示す病院敷地内1に関わらず、要求水準書の敷地条件等に示す防火水槽の設置は本工事になります。
435	参考1 現況図・計画範囲図	2		『病院本体整備中の既存病院への送迎車両動線及び救急車両動線を確保すること』となっていますが、該当範囲の外構工事は、今回工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	動線確保の工事は本工事です。当該範囲の外構工事については、当該エリアに抵触する提案プランとした場合は、本工事とします。
436	参考1 現況図・計画範囲図	3		施工時期が不明ですが、2024年2月の新病院建設の着工までに整備が完了していると判断してよろしいでしょうか。	参考1計画範囲図に記載の付替え道路整備区分①については貴見のとおりです。
437	参考1 現況図・計画範囲図	3		既存道路部分のインフラ関連の撤去工事は、新病院の着工前までに完了していると判断してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
438	参考1 現況図・計画範囲図	3		敷地A内の既存外構構築物（縁石・アスファルト舗装・街灯類）の撤去工事は完了し、更地状態と考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財調査の範囲内のみ撤去が完了しており、他は存置とします。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
439	参考1 現況図・計画範囲図	3		西側道路部分に記載されている「新規の道路切下げおよび既存病院の切り下げ利用は不可」との内容は、新付替え道路の「進入路」部分のみが工事関係車両の入口との条件と解釈されます。しかし、付替え道路の「進入路」部分には、既存建物資料の外来診療棟には表記されていない増築部分があり、工事車両の動線には使えません。本工事着手時には、増築した既存部分の先行解体は可能と考えてよろしいでしょうか。	付替え道路計画図記載の進入路は、最終的なロータリーへの進入路と考えており、工事関係車両の動線は指定していません。なお、既存部分の先行解体については、先行解体する部分の病院機能を仮設棟にて維持する計画を前提に、可能とします。
440	参考1 現況図・計画範囲図	4		付替え道路の計画図がありますが、道路のレベル・敷地との断面等をご教示願います。	詳細については、現在実施している測量設計によりますが、周辺との取付け高さは現市道2291のレベルと同程度と考えてください。
441	参考1 現況図・計画範囲図	4		既存建物を先行解体する案の場合、建物の配置が見直されることとなりますが、その場合で県道や付け替え道路に設ける切り下げ位置は変更できないのでしょうか。	安全上支障がなければ可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
442	参考1 現況図・計画範囲図	4		県道北側の敷地出入口について「救急車両等」と記載ありますが、救急車両以外の用途での利用も可能と考えて良いのでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、病院利用者の車両動線利用は不可とし、サービス車両の右折進入・右折退出は警察との協議により、原則不可とします。
443	参考1 現況図・計画範囲図			救急車両等出入口と記載があるところは、サービス車両は出入り可能と考えてよろしいのでしょうか。	貴見の通りですが、右折進入・右折退出は警察との協議により、原則不可となります。
444	参考1 現況図・計画範囲図			図中表記の開発区域に対する開発区域設定届出については設計業務外（別途）と判断してよろしいのでしょうか。	開発区域設定届出は不要です。ただし、開発許可に関連する測量、境界確定、求積等の図面作成等の業務は、業務範囲内とします。
445	参考1 現況図・計画範囲図			参考資料1の付替え道路計画図の中で、県道側については切り下げが行えない旨は警察協議により明記されておりますが南側新設道路について新規協議を行い切り下げを追加する事は可能でしょうか？（救急車両等）	安全上支障がなければ可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
446	参考1 現況図・計画範囲図			東側接続道路整備に係る申請等により新病院建設事業の条件は変更しないと考えるて宜しいですか。	道路に関する警察協議は実施済みのため、現時点では想定していません。
447	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			調査範囲内の土壌についての記載において、「1/2程度が場外搬出され、残りは残置予定」とありますが、調査の合計面積5732.5㎡の部分の1.5m分（H=3Mの半分）≒2866m <sup>3</sup> 程度の土壌が搬出され、残りの部分は、ほぼ平らに整地されていると考えてよろしいのでしょうか。	土壌の残りは整地されておらず、調査範囲内に仮置きされているものと捉えてください。
448	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			「旧病院の範囲（地下部分）1523.02㎡」との表記がありますが、本工事の開始時に残存が予想される建物情報を提示ください。	参考1計画範囲図によります。旧病院の範囲について参考10地質調査報告書により、底盤（厚600mm想定）が残存している可能性があり、新病院の計画に干渉する範囲の撤去は見積金額に見込んでください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
449	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			埋蔵文化財調査計画に示された、平面・深さの範囲を超えて、計画案を検討することは可能でしょうか。 その際、変更内容については設計時に市にて調整していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財調査の平面範囲は、新病院の建築面積部分が該当になります。平面・深さを超える計画案の検討は、可能となります。
450	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			調査範囲内の建築物・工作物は別途撤去するとありますが、防火水槽と西道路面の石積壁も含まれると考えるとよろしいでしょうか。	調査範囲内に関しては、貴見の通りです。西道路面の石積壁は調査範囲外となります。
451	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			埋蔵文化財調査につきましてスケジュールをお示し頂けますでしょうか。	調査は、令和4年度及び5年度の2か年を想定しております。
452	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			埋蔵文化財調査・除去作業は、別途工事となっておりますが、建設工事期間中地下躯体工事と並行して調査・除去を行うと考えると宜しいでしょうか。その場合、調査期間は、施工者提案と考えると宜しいでしょうか。	調査は、令和4年度及び5年度の2か年を想定しております。建設工事期間中に地下躯体工事と並行して調査・除去を行う場合の方法や期間等については、ご提案ください。
453	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			先行解体工事と設備切り回し工事の施工時期を設定するにあたり、埋蔵文化財調査のⅠ～Ⅳ工区毎の調査時期をご教示ください。	調査は、令和4年度及び5年度の2か年を想定しておりますが、埋蔵文化財調査計画は新病院建設基本計画をもとに想定したものであり、詳細については、提案プランをもとにした設計時に範囲や深さを決定するものとします。
454	参考2 埋蔵文化財調査計画（案）			新病院の提案する配置計画に応じて、調査手順だけでなく調査範囲も調整されると考えると宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
455	参考3 浸水想定図			参考資料1の現況図及び参考6の配置図では北西の救急車の入り口付近のレベルは10.85と記載がありますが、資料3の浸水資料「図郭番号56」では当該部分の平均地盤高14.16と記載されています。両資料のレベルの相関関係についてご教示ください。	「現況図」を正とします。「山王川洪水浸水想定区域図」は深水深の把握に限定し、特に敷地縁境界部及び地下周辺部（ドライエリア付近）等は、周辺の状況と比較補正し、利用してください。
456	参考3 浸水想定図			「現況図」に記載の地盤高さの情報と、「山王川洪水浸水想定区域図」の平均地盤の高さの整合が取れません。基準となる高さをお示しください。	「現況図」を正とします。「山王川洪水浸水想定区域図」は深水深の把握に限定し、特に敷地縁境界部及び地下周辺部（ドライエリア付近）等は、周辺の状況と比較補正し、利用してください。
457	参考3 浸水想定図			ハザードマップ記載の平均地盤と参考1現況図記載のレベルに3m程度の違いがあります。両者レベル表記はどのような関連がありますか。ご教示ください。	「現況図」を正とします。「山王川洪水浸水想定区域図」は深水深の把握に限定し、特に敷地縁境界部及び地下周辺部（ドライエリア付近）等は、周辺の状況と比較補正し、利用してください。

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
458	参考4 インフラ関連資料			電力・通信インフラ図がありましたらご提示願います。	電力については竣工図を参照してください。通信インフラについては、敷地北側から架空にて電話交換室のMDFに引込んでいます。 また、病院と看護師宿舎をつなぐ通信及び防災用配線があり、病院電話交換室及び防災センターから敷地内地中埋設管を經由し、南側道路際にある電柱にて架空配線しています。必要な切り回し等は、新病院の設計時に調整の上、付替道路整備時に行う予定とし、別途工事とします。
459	参考4 インフラ関連資料			設備排水の配管本工事と外構別途工事の区分点はどのようにお考えですか。	参考1 計画範囲図に示す病院敷地内1と2の堺に、集水枒や側溝設置にて区分する等、適切に計画してください。
460	参考4 インフラ関連資料			最終公設枒位置は、参考4インフラ関連 屋外配管平面図記載の県道側2カ所と考えてよろしいでしょうか。	既設最終公共枒(汚水)の位置は県道側2カ所と、市道2290に接続する2カ所の計4カ所になります。
461	参考5 既存建物関連資料			既存病院の地下外周には残置山留壁はないと考えてよろしいでしょうか。 残置山留壁がある場合は図面についてご教示願います。	貴見のとおりです。
462	参考5 既存建物関連資料			既存棟は新耐震基準に適合している建物でしょうか。	適合しています。
463	参考6 基本計画図			敷地西側にあるバス停留所部分の道路境界線は、計画範囲図や基本計画図に記載の通りの形状と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
464	参考6 基本計画図			部門・諸室配置や階構成の変更は提案可能と考えて宜しいですか。	貴見のとおりです。
465	参考6 基本計画図			昇降機の設置台数は提案可能と考えて宜しいですか。	要求水準と位置づけていますが、改善提案(VE提案)としての提案は可能です。
466	参考6 基本計画図			救急車動線を敷地南側の新設道路から確保する事は可能でしょうか。	安全上支障がなければ可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
467	参考6 基本計画図			北側に駐輪場・バイク置場が計画されていますが、必要台数をご教示ください。	必要台数に制限はありません。現状をもとに適宜計画してください。
468	参考6 基本計画図			北側に駐輪場・バイク置場が計画されていますが、現在の駐輪台数(自転車・バイク・職員・一般)をご教示ください。	病院全体の駐輪台数は次のとおりです。 (職員用)自転車120台バイク20台 (一般用)自転車70台バイク15台
469	参考6 基本計画図			北側道路・東側道路が法外道路の記載がありますが、敷地境界線が、北側は道路境界線、東側は隣地境界線になっています。同じ「法外道路」であるのに、境界線が「道路」と「隣地」になるのか、その理由をご教示願います。	北側は現状、河川管理用通路と認定道路の一部が重複しています。河川改修を想定した道路後退により「道路」となります。



No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
470	参考6 基本計画図			小田原市HPのNAVI-0で閲覧したところ、北側道路は路線番号2535、東側道路は路線番号2597の番号になっています。「市の認定基準に適合し市議会によって議決された道路に4ケタの番号で管理されている。」と市のHPに記載がありますが、上記「法外道路」と「認定道路」の違いをご教示願います。	法外道路は建築基準法外道路、認定道路は道路法上の道路とします。
471	参考6 基本計画図			上記「法外道路」の場合は、道路幅員4mへの拡幅は必要なしと考えてよろしいでしょうか。「認定道路」の場合でも、道路幅員4mへの拡幅は必要なしと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、北側道路については、河川改修を想定した道路後退となります。
472	参考6 基本計画図			北側道路「法外道路」の場合、日影の規制ライン・道路斜線の考え方は認定道路と同様の考え方でよろしいでしょうか。	北側は河川改修を想定した道路後退により建築基準法上の道路となります。後退線は参考1計画範囲図に記載があります。
473	参考6 基本計画図			既存院内保育所は、病院と同一敷地内にあるので、病院と用途上不可分と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
474	参考6 基本計画図			東端にある「広場」は公開空地の基準に適合すれば、場所は限定されないと考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、南側住宅地からのアクセスを考慮してください。
475	参考6 基本計画図			院内保育所前の広場の場所を変更することは可能でしょうか。	院内保育所北側の広場の場所は、変更可能ですが、南側住宅地からのアクセスには考慮してください。
476	参考6 基本計画図			付替道路の出入口を変更することについては、今後の協議により可能と考え、道路の切り下げ位置を増やしたり、位置を変更することは可能でしょうか。	終端部の出入口位置の変更は原則不可、その他の切下げは安全上支障がなければ可能と考えますが、警察との協議が必要になります。
477	参考6 基本計画図			参考資料「基本計画配置図」で立体駐車場からの渡り廊下が新病院2階に接続するように計画されていますが、渡り廊下下部の有効寸法は3.8mを確保すればよろしいでしょうか。	通行車両や渡り廊下のバリアフリー対応を含め、適切に計画してください。
478	参考6 基本計画図			参考資料に朱書きで記載されている什器備品は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	造作流し台・手洗い・ライニング等の朱書きは本工事とします。朱書きの内、什器備品は別途工事とします。
479	参考6 基本計画図			参考資料の診察室にカーテンレールの表示があるところ、ないところがあります。診察室は、2つの出入口及び診察台廻りの3箇所にカーテンが設置されるものと考えてよろしいでしょうか。	記載箇所のほか、患者へのプライバシーが必要と考える箇所について、貴社実績を元に適切に計画してください。
480	参考6 基本計画図			敷地に面した西側道路のバス停は新病院建設後も残るものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
481	参考6 基本計画図			基本計画図における各階の階高設定をご教示ください。	基準となる計画はございません。
482	参考6 基本計画図			既存建物並びに基本計画図の設計GL・平均地盤をご教示ください。	既存建物は参考1及び参考5を参照してください。基本計画図では計画条件となる基準は設定していません。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
483	参考6 基本計画図				看護師宿舎(既存)の東側にも建屋を提案する事は可能でしょうか。	現時点では想定しておりません。工事中の患者用駐車場(約100台)、最終的には職員用駐車場を想定しています。
484	参考7 基本計画概要書	3	表II		電力の引き込みに関して事前に電力会社と協議をされていますが、高圧で引き込んだ場合2回線での受電は可能でしょうか。また、高圧2回線の場合、特高同様異系統からの電源供給は可能でしょうか。	特高引込みとしてください。改善提案(VE提案)としての提案は可能です。
485	参考7 基本計画概要書	5	表II		LCC算定表に記載の電力負担金(高圧、特別高圧)は電力会社から提示があった金額でしょうか。それとも想定金額でしょうか。	電力会社による提示金額です。
486	参考7 基本計画概要書	18	図II		受変電スケルトンにおいて、使用している変圧器の容量(単基:1000kVA)、種類(スコットトランス)等はあくまで参考と考えさせていたき内容は変更しても宜しいでしょうか。	スコットトランスを前提としてください。単機容量、台数は提案によるものとします。また、異なる内容とする場合、改善提案(VE提案)としての提案は可能です。
487	参考7 基本計画概要書	18	図II		受変電スケルトンにおいて、バックアップの幹線の考え方はあくまで参考と考えさせていただき、内容は変更しても宜しいでしょうか。	バックアップの幹線の考え方は、基本計画概要書を前提としてください。改善提案としての提案は可能です。詳細は設計段階に協議するものとします。
488	参考7 基本計画概要書	32	3	3	雨水排水設備等本工事と外構別途工事の区分点はどのようにお考えですか。ご教示お願いします。	参考1計画範囲図に示す病院敷地内1と2の堺に、集水枘や側溝設置にて区分する等、適切に計画してください。
489	参考9 想定医療機器等リスト				現状想定している機器の重量が分ればご教示ください。	想定医療機器等リスト及び貴社実績を元に、適切に計画してください。
490	参考10 地質調査報告書				地質調査報告書の詳細版は後日発行するとありますが、いつ発行されますでしょうか。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
491	参考10 地質調査報告書				参考10は現在、速報資料のみでPS検層結果等を含めた報告書は作成中とのことですが、いつ頃いただけますでしょうか。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
492	参考10 地質調査報告書				表紙に「PS検層、常時微動測定等の調査結果を含めた地質調査報告書は作成中のため後日提示する。」と記載がありますが、いつご提示頂けるでしょうか。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
493	参考10 地質調査報告書				地質調査報告書は後日提示する、とのことですが開示時期をお知らせください。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
494	参考10 地質調査報告書				「PS検層、常時微動測定等の調査結果を含めた地質調査報告書は作成中のため、後日提示する」とありますが、ご提示いただける期日目途をご教示ください。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
495	参考10 地質調査報告書				「参考10 地盤調査報告書」のほかのPS検層等の調査資料はいつ頃いただける予定か教えてください。	5月末に資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。
496	参考10 地質調査報告書				地質調査報告書に地盤の非線形特性が分る資料も含まれると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
497	参考11 飛行場外離着陸場(屋上)整備に係る候補地検討業務報告書	6	2	7	構造として「アルミ合金製ヘリポート専用床」との記載がございますが、床の構造としての要求水準ではないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
498	参考12 放射線機器設置計画書				ライナック(バリアンメディカルシステムズ)の図面に読み取れないページがありますので、再提示をよろしくお願いいたします。	資料受領申請書兼誓約書の提出者にメールにて送付します。